

# 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)

令和2年9月18日更新

本Q&Aにおいては、次の3つの事業を「支援金」と総称しています。また、事業名を簡略化し、( )のように記載している場合があります。

- ①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業(感染症対策支援事業) ②在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業(再開支援事業)  
③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業(環境整備助成事業)

No.	質問	回答	受付番号
<b>複数事業にまたがる内容</b>			
1	支援金の上限額はいくらですか。	基準単価一覧表に記載しておりますので、そちらでご確認ください。	-
2	支援金は基準単価一覧表に記載されている金額で一律に支給されるのですか。	基準単価一覧表に記載されている金額は給付上限額となります。したがって、実際に支出した金額がこの金額に満たない場合は、実際に支払った金額の補助となります。ただし、「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」は対象利用者数や実施形態に応じた一律支給となります。	-
3	支援金は、いつからいつまで使った経費が補助対象になるのですか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日(令和2年度中)までの間に使った経費が補助対象となります。	-
4	慰労金と支援金の申請書が一体となっていますが、慰労金の申請額は決まっているものの、支援金を活用した物品の購入についてはこれから検討するところですか。どのように申請したらよいでしょうか。	支援金については、令和3年3月31日までの期間に、基準額(上限額)までの利用が見込まれる場合は、基準額での申請をしていただいで結構です。	-
5	支援金について、基準額での申請をしたものの、令和2年度末までに基準額まで経費を使用しなかった場合は、返納しなければなりませんか。	補助金額と実支出額との差額を返納していただくこととなります。ただし、支援金の対象は、感染症対策に要する経費が幅広く認められますので、必要な経費に活用してください。	-
6	慰労金や支援金の対象事業所について、「医療みなし」の事業所も含まれますか。	介護保険の事業実績がない場合は対象となりませんが、令和2年1月15日以降に介護報酬の請求実績を行っている事業所は対象となります。	-
7	地域包括支援センターは対象に含まれますか。対象となる場合、市役所内の地域包括支援センターも補助対象に含まれますか。	地域包括支援センターも対象となります。また、公立、民間は問いません。	-
8	対象施設となる養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅には、何か制約はありますか。	ありません。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームは、(介護予防)特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けていなくても対象となり、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当しない施設でも対象となります。	-

No.	質問	回答	受付番号
9	これから事業所を開設する予定です。支援金の対象になりますか。	制度的には、令和2年度内に事業を開始した事業所までが対象となります。また、新規開設の場合は、事業開始前に新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、事業開始前に購入等した費用も対象となります。	-
10	複数の介護保険事業所を経営しています。その内の一部事業所について債権譲渡をしている場合、申請先は「秋田県」と「国保連」どちらになりますか。	債権譲渡している事業所の申請先は「秋田県」になります。それ以外の事業所については「国保連」となります。(申請書を分けて作成してください。)	2
11	申請時期に関して、慰労金の申請を先に行い、かかり増し経費の申請は取りまとめが終わり次第申請してもよいのでしょうか。それとも、全ての申請をまとめて行わなければいけないのでしょうか。	支援金については、年度末までの利用を見込み、基準額(限度額)で申請を行うことが可能です。各事業者にとっても、申請手続きの効率化になると思いますので、慰労金の対象人数が固まった段階で、慰労金と支援金の申請をまとめて行っていただくことをおすすめいたします。(※支援金は各事業者において「感染症対策のためのかかり増し経費である」ことが合理的に説明できれば対象となります。有効に御活用ください。)	8-3 10
12	実績報告は事業者番号ごとの報告になるのでしょうか。また、複数の事業所が会計上同一の拠点区分となっている場合、領収書は拠点名でよいのでしょうか。それとも事業所番号単位ごとに必要ですか。	実績報告書の様式は申請書の様式について「交付申請書」を「実績報告書」と、「申請額」、「所要額」及び「補助予定額」を「支払済額」と読み替えて使用しています。領収書は複数の事業所が会計上同一の拠点区分となっている場合は、拠点名で差し支えありません。	11-6
13	地域包括支援センターは介護サービス提供支援事業、慰労金支給事業、再開支援助成事業、環境整備助成事業、のいずれも対象になりますか。対象となる場合、それぞれの事業の基準単価を教えてください。	地域包括支援センターはいずれの事業でも対象となります。なお、単価表は「居宅介護支援事業所」と同一となります。	12-1
14	複数の事業所を経営しておりますが、事業所ごとに介護保険報酬振込先の銀行が異なります。こういった場合、複数事業所を集約せずに個別に申請することは可能でしょうか。	<del>そのような場合は、事業所ごとの申請も可能ですので、集約せず、個別に申請をお願いいたします。</del> (8/6訂正) 事業所ごとの申請も可能ですが、法人一括で申請した場合でも、国保連に登録されている各事業所ごとの口座に振り込まれることとなります。	16
15	当法人は、有料老人ホーム・デイサービスセンター・居宅介護支援の3施設を営していますが、3施設それぞれに助成金が出ますか。	「感染症対策支援事業」につきましては、3施設それぞれについて給付金の対象となります。さらに、デイサービスセンターと居宅介護支援事業所につきましては、「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の対象にもなります。	17-1
16	慰労金の申請は法人でまとめて申請できるとのことですが、指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅と一緒に請求できますか。また、サービス付き高齢者向け住宅だけ県に直接申請する場合、振込先はどのように記入すればよいですか。	指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅につきましては、国保連で振込先を把握していないため、他の事業所とまとめて国保連に申請書を提出することはできません。当該サ高住の分のみ、申請書を分けて県に直接提出してください。詳しくは、下記のサイトを御参照ください。 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51310">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51310</a>	28

No.	質問	回答	受付番号
17	ファクタリングを利用していますが、債権譲渡に該当しますか。また、秋田県に直接請求する場合請求先はどうなりますか。	債権譲渡している場合の申請書の提出先を県にしているのは、国保連に申請書の提出がなされた場合、給付金が債権譲渡先に振り込まれてしまうためです。ファクタリングの利用により、国保連に登録されている口座が給付を受けるべき事業所以外の口座になっている場合は、直接県に申請書を提出してください。申請書の提出先等、詳しくは下記のサイトを御参照ください。 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51310">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51310</a>	36
18	訪問看護ステーションは医療分・介護分どちらにも当てはまるように記載があります。慰労金については、同じ従業員について医療・介護の両方から申請しても重複となり、返戻の対象になるかと思いますが支援金の場合はどうなりますか。名目上、医療保険の利用者に使用する機器・材料に係る金額と、介護保険の利用者に使用する機器・材料に係る金額を分けて購入することにより、医療・介護どちらにも支援金の申請は可能になりますか。	支援金につきましては、医療、介護それぞれの事業において、かかり増し経費が発生していると考えられますので、それぞれのサービスの上限額まで申請が可能です。ただし、同一の対象について重複して支援金を申請することはできませんので御注意ください。慰労金につきましては、お見込みのとおり、受領委任に当たって、職員は他機関との重複受領をしない旨の誓約を記載する必要があり、同一の職員が両慰労金を受け取ることは禁止されます。	44
19	当介護老人福祉施設は、軽費老人ホーム(ケアハウス)を併設しております。この場合、国保連に申請するのは介護老人福祉施設分のみですか、それとも軽費老人ホーム分も含めて申請するのですか。また、県に申請するのは、軽費老人ホーム分のみですか、それとも介護老人福祉施設分も含めて申請するのですか。	軽費老人ホームが「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は、国保連にまとめて申請することができますが、指定を受けていない場合は、申請書を分けて作成し、介護老人福祉施設分は国保連に、軽費老人ホーム分は県に、それぞれ提出していただく必要があります。	47-1
20	感染症対策支援事業、環境整備助成事業については、予算上限による事業の打ち切り等はなく、対象期間内の対象経費について助成上限額以上の実支出があった場合は、確実に助成上限額まで支給されるということでしょうか。	感染症対策支援事業、環境整備助成事業につきましては、必要な予算を確保しており、予算上限による事業の打ち切りは想定しておりません。	48
21	複数の市直営の事業所があるのですが、1事業所だけ指定を受けていないためこの事業所の分は県へ直接申請することになるかと思えます。その他の事業所について、市長を代理受領者と定めた場合、一括して申請書を提出しても構いませんか。	指定を受けていない事業所の分は国保連を通じた支払いができないことから、県への直接申請になります。その他の施設は、一括して国保連に申請してください。	21
22	サービス付き高齢者向け住宅(定員24名)において、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、提供サービスの選択は有料老人ホーム(29人以下)の選択でよいのでしょうか。サービス種類コードは【33】でよいですか。コードが違う場合どこで確認できるのでしょうか。	お見込みのとおり、提供サービスの選択は有料老人ホーム(29人以下)、サービス種類コードは【33】となります。サービス種類コードの一覧は、ホームページの「申請にあたってお読みいただく資料」に参考として掲載いたしました。	40-1
23	電子請求受付システムによるインターネット申請について、マニュアル18ページに詳細は7月20日頃に電子請求システムのお知らせに掲載される操作手順書をご確認くださいとありますが、どうすれば確認できるのでしょうか。	電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。 (電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	40-2

No.	質問	回答	受付番号
24	電子請求受付システムにより、介護分野・障害分野での慰労金・支援金の申請予定ですが、電子請求受付システムにログインしても申請画面がないため申請ができません。	同上です。	42
25	当介護保険事業所では、ソフト会社に代理請求をしており、所有しているIDとパスワードではログインできませんでした。CD媒体での送付は可能ですか。	同上です。	59
26	申請マニュアルのP18につきまして、電子請求システムによるインターネット申請の操作手順が確認できずにいます。7月20日頃にお知らせに搭載されているとなっておりますが、搭載されていますか。	同上です。	74
27	慰労金の申請と支援金の申請時期は異なってもよろしいですか。	慰労金と支援金を分けて申請することも可能ですが、申請が複数回に分かれる場合、審査に時間がかかり、支払いが遅れる可能性がありますので、ご了承ください。支援金については、年度末までの利用を見込み、基準額(限度額)で申請を行うことが可能であり、各事業者にとっても、申請手続きの効率化になると思いますので、慰労金と支援金の申請をまとめて行っていただくことをおすすめいたします。(※支援金は各事業者において「感染症対策のためのかかり増し経費である」ことが合理的に説明できれば対象となります。有効に御活用ください。)	63-2 159-1
28	慰労金と支援金の申請について、Q&Aではまとめて申請することをすすめてはいますが、支援金申請の見積もりに時間がかかるため、慰労金を先に申請したいと思っています。別々に申請してもよいのでしょうか。	同上です。	78
29	事業所・施設等の申請は原則として1回とありますが、慰労金をできるだけ早く従業員に給付するために、慰労金の申請だけを先に提出することは可能でしょうか。	同上です。	94
30	サービス付き高齢者向け住宅の中で同一事業所として訪問介護事業を行っています。訪問介護事業所の申請は国保連にして、サービス付き高齢者向け住宅の申請は県にする、といったように別々に申請しなければいけませんか。	サービス付き高齢者向け住宅が「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていれば国保連による支払が可能であり、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能ですが、そうでない場合はサ高住分は別に県に申請することになります。	77

No.	質問	回答	受付番号
31	申請から給付決定まで、給付決定から実際の支給(振込)までにそれぞれのくらの期間がかかるのでしょうか。また、給付決定後に会社資金から一時立て替えで先払いしてもよいのでしょうか。入金後、対象者への支払期限はありますか。	原則として、申請があった月の翌月末に支給する予定ですが、申請が集中した場合や、申請書が複数回に分けて提出された場合(慰労金と支援金の申請が分けて提出された場合など)は、審査に時間がかかり、支給が遅れる場合がありますので、ご了承ください。	81
32	電子請求受付システムによる申請について、一法人で2つの事業を運営している場合、それぞれ事業所番号を取得していることもあり、申請書類のアップロードは、それぞれにするのでしょうか。その場合、申請様式3に「法人単位でまとめて記載すること」とありますが、どのように記載したらよいですか。	申請に使用するエクセル様式は、複数の事業所を一括して申請できるように作られております。エクセルファイルの1枚目のシート「(はじめにお読み下さい)申請書の使い方」にしたがって、作成をお願いいたします。	83
33	サ高住の申請は直接申請とありますが、提出書類は、申請書・様式1・別添・様式2・様式3を国保連あての郵送でいいのでしょうか。	サ高住で「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は「電子請求受付システム」により国保連に申請します。特定施設の指定を受けていない場合は、申請書・様式1・別添・様式2・様式3に債権者登録票を添付して、県に申請(郵送)してください。詳しくは、県ホームページに掲載している「例外的なケース①」(コンテンツ番号51310)を御参照ください。	91-1
34	軽費老人ホームの(A型)のサービス種類コードがわかりません。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合は【33】、受けていない場合は空欄となります。	93-1
35	申請マニュアルのP9に、事業所・施設ごとの申請の他、法人一括申請が可能と記載がありますが、P11以降は法人単位での申請手順及び作業フローとなっているため、事業所ごとか介護分野まとめた法人一括か、どちらで申請をすればよろしいでしょうか。	法人一括申請としていただいた方が、各法人にとっても効率的ですので、できるだけ、法人一括申請としていただくようお願いします。	98
36	地域包括支援センターの慰労金支給事業の申請者は市町村とされていますが、委託型センターの場合、介護サービス提供支援事業、再開支援助成事業、環境整備助成事業の申請者は市町村ですか、それとも、委託先の法人になりますか。	委託型の地域包括支援センターにつきましては、申請は市町村でも委託先法人でもどちらでも構いませんので、委託元の市町村と調整してください。なお、秋田市所在の地域包括支援センターは委託先の地域包括支援センターが直接申請することにしたと伺っております。	12-2
37	法人独自で、職員の感染症予防対策のための物品購入費や、職員に対し支給した慰労金や一時金のような経費は【感染症予防対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】の対象とはなりますか。また、法人から職員に対して支払う慰労金の支給日が令和2年8月21日の場合、対象期間に含まれますか。	6月19日の事業実施要綱発出後に、職員に対する慰労金を県への申請前に支給していた場合、本事業の給付金(慰労金)を充当できますが、支援金の対象にはなりません。職員の感染症予防対策のための物品購入費は、4月1日以降の購入であれば支援金の対象となります。	65
38	当介護老人福祉施設は公立のため、適当な勘定項目がなく代理受領が困難です。県へ直接申請させていただきたいのですが、その場合どのような方法となりますか。	公設施設で議会を開く暇がないなど制度的に慰労金を受け入れられない場合は、県が職員個人へ直接給付することになりますが、とりまとめて給付申請を行う介護老人福祉施設が全職員分の振込口座を確認し記載いただく必要があります。様式は後日掲載します。	73
39	慰労金・備品購入関連等の申請は、上限内であれば複数に分けて申請してもよいのでしょうか。	複数回に分けて申請することも可能ですが、審査に時間がかかり、支払いが遅れる可能性がありますので、ご了承ください。支援金については、年度末までの利用を見込み、基準額(限度額)で申請を行うことが可能であり、各事業者にとっても、申請手続きの効率化になると思いますので、慰労金と支援金の申請をまとめて行っていただくことをおすすめいたします。(※支援金は各事業者において「感染症対策のためのかかり増し経費である」ことが合理的に説明できれば対象となります。有効に御活用ください。)	111-1

No.	質問	回答	受付番号
40	介護電子請求受付システムに申請書をアップロードした場合、翌月になれば「前月までの交付金申請履歴」より確認できるとのことでしたが、確認の仕方がわかりません。 どのようにすれば確認ができるでしょうか。	電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。 (電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	117
41	市からの委託で地域包括支援センターを運営していますが、地域包括支援センターの申請者は市町村長と所属法人どちらになりますか。	委託型の地域包括支援センターにつきましては、申請は市町村でも委託先法人でもどちらでも構いませんので、委託元の市町村と調整してください。なお、秋田市所在の地域包括支援センターは委託先の地域包括支援センターが直接申請することにしたと伺っております。	126
42	居宅介護支援においては、「①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」として148千円、「②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」として200千円で、合計348千円の助成がありますが、使途に棲み分けはありますか。 例えば、300千円の空気清浄機を1台購入したい場合、その購入は可能なのでしょうか。それとも、①の事業として148千円までのものを1台、②の事業として200千円までのものを1台として分けて購入しなければなりませんか。	左記①と②の事業は対象経費が重複する部分があり、空気清浄機は両方の事業で対象となります。そのため、300千円の空気清浄機を1台購入し、①と②の事業に按分して申請いただくことが可能です。もちろん、①、②の事業それぞれの限度額の範囲内で各1台(合計2台)購入することも可能です。	154
43	老健空床利用の短期入所療養介護実施している場合、個票を作成する際は、例えば老健を個票1、短期療養を個票2といったように短期療養のみの個票を作成するのでしょうか。 そうした場合、個票の「補助上限額」は「定員」欄と連動しているため、「定員」欄には前年度1ヶ月当たり平均利用者数を入力しなければQ&A46の方法で算出した額と一致しないのですがよろしいでしょうか。 また、「1ヶ月当たり平均利用者数」の算出方法は、前年度利用者延べ数÷12でよろしいでしょうか。「職員数」欄については、空床利用なので老健職員数と同じ数を入力するのでしょうか。それとも空欄でよいのでしょうか。	老健空床利用型の短期入所療養介護を実施している場合は、老健と短期療養の個票を分けて作成してください。 空床利用型の定員については、1月当たりの実人数を入力してください。算出方法は、「1月あたりの平均利用者数＝年間の利用者実人数÷12」です(厚生労働省に確認しました)。職員数は空欄で結構です。	127
44	申請が集中した場合、給付が月末から翌月にずれ込む場合があるとのことですが、7月末の国保連への申請分の状況はいかがでしょうか。	一部申請の不備等を除き8月末までに支払予定です。	204
45	電子申請をする際のファイル名はどのようにしたらよいのでしょうか。次のようなエラーが出ます。 [WD2008] 指定されたCSVファイルのコントロールレコードに誤りがあります。	エクセルファイル名は、代表となる事業所の事業所番号となります。(マニュアルP12、手順8を御参照ください)	180
46	感染症対策費用助成事業と介護慰労金事業について2回に分けて申請することは可能でしょうか。	分けて申請することも可能ですが、できるだけまとめて申請くださるようお願いいたします。	214
47	様式2で、地域包括支援センターの提供サービスは「介護予防・生活支援サービス事業の事業者」でよいのでしょうか。こちらを選択すると、2、3、4の補助上限額や単価が自動で出力されません。	地域包括支援センターの場合は、提供サービスは「居宅介護支援事業所」を選択してください。	215

No.	質問	回答	受付番号
48	期間中の申請は1回限りとありますが、一度法人での申請を行った後に新規事業所を対象期間中にオープンした場合、再度申請を行うことは可能でしょうか。	令和2年度内に新規事業所をオープンした場合は対象となります。新規開設の場合は、事業開始前に、新型コロナへの対応を踏まえた準備を行うことが想定されるため、当該費用も対象となります。	218
49	事業者・施設別申請額一覧作成について、介護保険事業所ではないため事業所番号がない場合、どのように記載したらよろしいですか。また、サービス別一覧との違いはどこですか。	事業所番号は空欄で結構です。なお、事業所番号を空欄とする場合、様式1及び別添にうまく反映されませんので、様式1及び別添の数式を削除し、慎重に手入力してくださいようお願いいたします。	221
50	有料老人ホームも対象となっていますが、住宅型有料老人ホームで、介護保険事業所番号がありません。申請書の「個票」及び「職員表」にはどのように入力すればよいのでしょうか。事業所番号が入力されていないため、「申請書」「申請額一覧」と「別添」に反映されないようです。	介護報酬を請求していない事業所の場合は、事業所番号は空欄で結構です。なお、事業所番号を空欄とする場合、様式1及び別添にうまく反映されませんので、様式1及び別添の数式を削除し、慎重に手入力してくださいようお願いいたします。	229
51	介護保険事業所番号のない事業所が複数あった場合、個票の介護保険事業所番号を空欄とすると、申請額一覧でリスト作成を行うとNo.1に個票1の事業所名等が表示され、補助予定額は個票2の分もまとめられるようです。さらに、受付番号161②のとおりになりますでしょうか。	介護保険事業所番号がない事業所の場合で、事業所番号を空欄とする場合、様式1及び別添にうまく反映されませんので、様式1及び別添の数式を削除し、マクロ機能を使わず、慎重に手入力してくださいようお願いいたします。	233-1
52	電子申請(介護保険事業処分)と県への紙媒体郵送(事業所番号がないもの分)は同じタイミングでなければいけませんか。	国保連への電子申請分と県への紙媒体郵送分(事業所番号がないもの)は別個に処理しますので、同じタイミングでなくても結構です。	233-2
53	慰労金は国からの給付ということですが、事業所で一括して受領する場合事業所の収入になりますか。事業所が代理で受領するのであれば、「預かり金」として処理してもよいのでしょうか。また、支援金は事業所の収入とみなし「雑収入」扱いでよろしいでしょうか。	慰労金の経理上の処理について税務署に確認したところ、事業所が預かって従業員に支払うということであれば、「預かり金」として処理できるとのことです。支援金はお見込みのとおり雑収入となるそうです。	238
54	給付金が入金された際に、会社としては雑収入で経理するのが正しいのでしょうか。それとも他に正しい処理があるのでしょうか。介護慰労金と感染症対策支援に分かれています。それぞれ別に仕訳をしなくてはいけないのか、それとも1つの仕訳にまとめてよいのでしょうか。また、仕訳の際の勘定科目を教えてください。	上記の回答を参考にしてください。	241
55	地域包括支援センターが申請する際、定員は0でよろしいですか。それともサービス利用者数を入力するべきですか。	定員は0で結構です。	244-2
56	実績報告書の提出のタイミングは全ての処理が完了してからでよいですか。それとも、慰労金・支援金それぞれ別々に完了報告が必要ですか。	実績報告書は慰労金・支援金のすべての処理が完了してからご提出いただきます。様式は、準備ができ次第、ホームページに掲載いたします。	262
57	先月CDで交付申請書を提出したのですが、無事に受理されたか確認する方法はないでしょうか。不備があれば個別に連絡が来るのでしょうか。また、交付決定通知を受領できるのはいつ頃になるのでしょうか。	国保連宛てにCDで申請書を提出した場合は、県で申請書の審査を行った上で交付の可否を判断し、提出した月の翌月下旬までに、文書でご連絡いたします。	271

No.	質問	回答	受付番号
58	慰労金の申請は終えており、これから感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業の支援金の申請をしたいと思っているのですが、その際に添付書類3「介護慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)」も再度提出が必要でしょうか。	慰労金の申請が済んでおり、支援金の申請のみ行う場合は、様式3の職員表は記入不要です。(ただし、シートは削除しないでください。)	274
59	現在、12月開設に向け新たにサービス付き高齢者向け住宅の工事を開始しております。新規施設の申請についてはどの時点で行ったらよいのでしょうか。また、新規施設について特定施設入居者生活介護の指定がない場合、県に直接申請でよいのでしょうか。その場合は紙媒体での郵送申請になるのでしょうか。紙媒体の申請書はインターネット、電子媒体の申請書との違いはありますか。	新規施設については、事業開始後に申請を行ってくださるようお願いいたします(国保連に申請する場合、国保連のシステムで事業所番号が登録されていないと、事業所番号不存在としてエラーになります)。特定施設入居者生活介護の指定がない施設の場合は、県に直接申請となります。申請書はインターネットと同一となります。ただし、介護事業所番号がない場合、様式1と別添については、数式をすべて削除した上で、手入力してくださるようお願いいたします。	283-1
60	介護サービス事業所における環境整備への助成について、薬局(みなし指定居宅サービス事業所)は助成対象となりますか。対象となる場合、助成対象の条件として患者の取り扱い、再開の実績が必要でしょうか。また、薬局は医療分としても感染対策は支援対象になっていますが、医療分と介護分の対象経費を分けることにより、それぞれに申請することはできますか。	みなし指定を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合は、介護事業所としての申請が可能です。医療分と対象経費が重複しないよう、分けて申請してください。ただし、介護保険の事業実績が無い場合は、請求ができません。令和2年1月15日以降に請求実績がある場合は、補助対象となります。	293



No.	質問	回答	受付番号
<b>感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業</b>			
1	感染症対策の支援経費として「かかり増し経費」とありますが、昨年度との比較書類は必要ですか。	比較書類は必要ありません。	-
2	何をもって「かかり増し」かどうかの判断をすればよいのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されていないような経費を幅広く対象といたします。	-
3	「感染症対策に要する物品の購入」には空気清浄機も含まれますか。	空気清浄機や体温測定器等も対象に含まれます。	-
4	「多機能型簡易居室」を設置する場合、定員や空調、トイレ整備等の要件はありますか。	多機能型簡易居室は、感染者の隔離や衛生用品保管等に柔軟に使用できるもの(プレハブ等)を想定していますので、整備等の要件はありません。ただし、通常時は保管庫等として利用しても結構ですが、感染者が発生した際は、居室転用可能な設備であることが必要です。	-
5	対象として「面会室の改修」が例示されていますが、そのほかの壁工事等も対象になりますか。	感染症対策に有効であるという説明ができる内容であれば、改修の対象に特に制限はありません。	-
6	「感染防止のための増員のため発生する追加的人件費」とは具体的にどのような人件費を想定していますか。	例えば、新型コロナへの対応で空間を複数に区切ることや、消毒等の作業工数が増えたために、これまでの人員だけでは通常業務への対応が難しくなった場合に、追加的に人員を配置するための人件費を想定しています。なお、職種に限定はありません。	-
7	「タブレット等ICT機器の購入またはリース費用(通信費用を除く)」とありますが、具体的な対象範囲を教えてください。	オンライン面会等の導入にあたり、タブレットの購入費用やWi-Fi環境を整備するための回線引き込み工事費、ルーターの購入費は対象となります。ただし、プロバイダ使用料等の月々の費用は対象外となります。	-
8	例えば、特養100床、ショート10床、デイ(通常規模)が併設されている施設の補助上限額はどのような計算になりますか。	次のとおりです。 特養(基準単価38,000円×100床)+ショート(基準単価44,000円×10床)+デイ(基準単価892,000円)=5,132,000円	-

No.	質問	回答	受付番号
9	介護老人保健施設が空床利用で短期入所療養介護を実施している場合、介護老人保健施設分と短期入所療養介護分の両方を給付を受けることができますか。	施設サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取扱いは次のとおりです。 ① 本体施設分→本体施設の定員×基準単価 ② 短期入所(空床利用型)→前年度1月あたりの平均利用者数×基準単価 なお、上記②の計算で端数が生じる場合は、小数点以下切り上げとなります。	-
10	支援対象経費について、自動車のリース費用は対象になりますか。	年度末までの費用は対象となります。	-
11	コロナウイルス感染防止のために施設の玄関に手洗い場を設置する場合、この設置については申請の対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症対策に資するものであり、対象となります。	5
12	空気清浄機の購入を予定していますが、申請前に購入する場合、購入時期に制限はありますか。 また、マスク等の衛生用品ですでに購入済みのものも対象になりますか。対象となる場合、かか増分の算出方法についての基準等がありますか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日前に購入したものが対象になります。衛生用品ですでに購入済みのものも対象となります。「かか増し」算出方法の基準はありません。どこからどこまでがかか増しかという判断は技術的に難しいので、感染症対策を行った上で安全に事業を実施するために必要な費用であれば対象として差し支えありません。	6
13	従業員へマスクや消毒液の配布を行いました。新たに購入するのが難しく法人の在庫分を引き当てました。この分も該当になるのでしょうか。	配布した在庫分が令和2年4月1日以降に購入したものであれば対象となります。それよりも前に購入したものである場合は、対象となりません。	8-1
14	衛生用品を発注しても、納入時期が遅れてしまう可能性があります。今年度中に納品にならなかった場合実績報告はどうすればよいでしょうか。 また、令和2年度中に発注さえしていれば、納品が令和3年度以降になっても上限額までは該当になるのでしょうか。	年度内に納品になったものが補助対象となります。納品が令和3年度にずれ込んだ場合は補助対象となりませんので、早めに発注して下さるようお願いいたします。	11-2
15	利用者の清潔保持を目的とした、清拭車やタオルの購入(増台)は該当になりますか。	例えば、施設内で新型コロナが発生し、ゾーニングを行うことになった場合、濃厚接触者に対しては清拭で対応せざるを得ないことが考えられます。そのような場合に備えるという意味で、感染症対策に資するものと考えられますので、対象とすることができます。	11-3
16	支援対象経費の自動車について、「新型コロナウイルス感染症への準備・対応」のために必要とされる場合とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。 また、同じ自動車を複数の事業所が使用することを想定して、複数事業所から実績報告をしてもよいのでしょうか。	自動車については、例えば、厚生労働省の最新のQAで次のような項目があります。 Q: 現在使用している自動車は、古くエアコンが壊れているため、車内の換気が出来ない。窓を開けることは出来るが利用者の危険が伴う。今後の感染拡大防止を考えると、新しく自動車を購入して対応したいが対象となるか。 A: 新型コロナウイルス感染症対策に資するものであれば対象として差し支えありません。  また、同じ自動車を複数の事業所が使用する場合は、適切な基準で按分し、それぞれの事業所から実績報告していただいて差し支えありません。	11-4

No.	質問	回答	受付番号
17	介護サービス提供支援事業において、養護老人ホームや軽費老人ホーム等「入所施設・居住系」にかかる基準単価は介護保険の指定を受けていない施設も同額と解してよろしいですか。	「感染症対策支援事業」における養護老人ホーム、軽費老人ホームの基準単価につきましては、介護保険の指定を受けていない施設も同額となります。	12-4
18	Web会議や面会用のノートパソコンの導入を検討していますが、こちらは給付対象になりますか。申請する場合は、見積額でもよいのでしょうか。	面会用のノートパソコン等ICT機器の購入につきましては、感染症対策に有効であると考えられますので、給付対象に含まれます。また、申請する場合は、見積額(概算額)で結構です。	23
19	現在、秋田労働局に人材開発支援助成金の申請をしていますが、感染症対策の支援は重複して請求可能ですか。	他の国庫補助金で措置されるものは本給付金の対象外となります。したがって、重複して請求することはできません。	25-1
20	発熱や新型コロナウイルス感染症の疑いがあるショートステイ利用者の方が、居室で過ごす際の安全確保のため、センサーマット等を購入する場合は給付金の対象となりますか。	センサーマットの購入につきましては、感染の疑いのある方との接触をできるだけ減らすことにより、職員の感染リスクの低減や感染拡大の防止につながるものと考えられますので、「感染症対策支援事業」の給付対象となります。	26
21	陰圧クリーンブースは支援給付金の対象になりますか。	陰圧クリーンブース(簡易陰圧装置)の設置につきましては、感染拡大の防止に有効であると考えられますので、「感染症対策支援事業」の給付対象となります。	31
22	介護職員の排泄介助に使用するグローブの欠品が予想されるため、備蓄としての購入を検討していますが、支援の対象になりますか。対象になる場合、全額が対象になりますか。それとも通常価格から値段が上がった分だけが対象ですか。	排泄介助に使用するグローブは「衛生用品等の感染症対策に要する物品の購入」に該当しますので、「感染症対策支援事業」の対象となります。その際、基準額(基準単価)の範囲内であれば、全額が対象となります。	39-1
23	空気清浄機の購入も支援対象とのことですが、性能上の基準などはあるのですか。	空気清浄機につきまして、性能上の基準や清浄方法に特段の指定はありません。感染症対策に有効であれば、「感染症対策支援事業」の給付対象に含まれます。	39-2
24	①感染症対策支援通所介護上限89.2万円のかかり増し経費、②在宅サービス事業所における環境整備への助成額20万円がありますが、利用者間の間隔を空けるためにテーブルを購入した場合①と②どちらの経費に含まれますか。また、どちらともとれる経費はどのように判断すればよいですか。	通所介護事業所が利用者間の間隔を空げるためにテーブルを購入した場合は、①感染症対策支援事業、②環境整備助成事業のどちらに含めていただいても構いません。在宅サービス事業所につきましては、利用控え等により特に支援が必要であるとして、①に加えて②の事業が設定されており、それぞれの事業について上限額までの申請が可能ですので、有効に御活用ください。	45-1
25	通所介護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内にあり、トイレや事務所、休憩室など共有する部分があるのですが、かかり増しになった経費についてはどのように判断すればよいですか。通所介護89.2万円+居宅介護支援14.8万円=104万円を一緒に経費として申請してもよいのですか。	通所介護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内にある場合、それぞれのサービスについて限度額まで申請することができます(通所介護89.2万円+居宅介護支援14.8万円=104万円)。共有する部分にかかる経費や、共通物品の購入費等につきましては、按分してそれぞれのサービスに振り分けて申請してください。ただし、同一の対象について重複して申請することはできませんので御注意ください。	45-2

No.	質問	回答	受付番号
26	当認知症対応型共同生活介護事業所では、新型コロナウイルス感染対策防止のため、軽自動車の購入を検討しています。現在、自動車1台で受診の対応をしています。したがって、受診が2人以上になると、病院での待ち時間が不必要に長くなる可能性があります。病院内での密の状態を考えると、もう1台自動車があれば、受診が終わり次第事業所に帰ることができるので、自動車の購入が不可欠です。この場合、自動車の購入費用は給付金の対象となりますか。	感染リスクを減らす上で有効と考えられますので、「感染症対策支援事業」の対象に含めることができます。	50
27	当通所介護事業所では、通常使用している車両をリースしておりますが、そのリース費用は給付金の対象となりますか。	通常使用している車両のリース料につきましては、「かかり増し経費」として判断できませんので、給付金の対象にはなりません。	52
28	当介護保険事業所では、今のところ新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者はいませんが、今まで感染予防のために購入したマスクや消毒液等は給付金の対象となりますか。また、これから購入するマスクや消毒液等は給付金の対象となりますか。	濃厚接触者の有無や感染者の発生の有無にかかわらず、支援金の給付を受けることができます。その際、これまで購入したマスクや消毒薬についても、令和2年4月1日以降に購入したものについては、対象に含めることができます。これから購入するマスクや消毒液も対象となります。	53
29	濃厚接触者が利用者にはいない場合、支援金の対象にはなりませんか。	濃厚接触者の有無にかかわらず、支援金の対象となります。	33-1
30	多機能型簡易居室は、既存施設内のリネン室等、居室以外のスペースを改修(用途変更)することでも該当になりますか。	厚生労働省に確認したところ、「感染症対策を講じるための目的に該当すれば対象となる」との回答を得ました。	11-1
31	当介護老人福祉施設では、自力歩行可能な方は、居室かユニット内のホールでの面会を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により施設で設置した面会場所までは距離があるため、車イスでの誘導が必要となった利用者がいます。このため、車イスが不足し、購入したいと考えておりますが、給付金の対象となりますか。	居室での面会を避け、別室を設けて面会していただくことは感染症対策として有効であり、そのための移動手段としての車椅子の購入は「かかり増し経費」と判断できることから、対象に含めて差し支えありません。	56
32	当法人は、複数の介護保険事業所の他、有料老人ホームも運営しています。マスク、手袋、機材に関して、本部で一括購入し、必要数を各事業所に配るシステムで運営しています。かかり増し分を法人全体で計算してよろしいですか。	本部で一括購入したものについて、各事業所に割り振って申請していただいて構いません。ただし、同一の対象について、重複して申請はできませんので、御注意ください。	60
33	かかり増し経費の対象物品の中にICT機器の購入費用とあります。Q&Aではオンライン面会等での使用が例にあげられていますが、そのほかの使用方で購入した場合、かかり増し経費として計上できるのでしょうか。具体的には、利用者のバイタル測定をICT機器(介護記録ソフト、iPad、体温計、血圧計、パルスオキシメーター)を利用して、短時間で測定を終わらせ、接触時間の短縮を目的としています。	感染症対策に有効であることが合理的に説明できるものは、かかり増し経費として対象に含めることが可能です。御検討されているようなICT機器を利用したバイタル測定も利用者との接触時間を短縮することにより、感染リスクの低減につながると考えられますので、対象に含めることができます。	72
34	かかり増し経費は対象となった費用の100%が支援金の対象となりますか。また、他の補助金等の対象となったもの(かかった経費の50%を受け取り済み)でも問題ないですか。	他の補助金で措置されるものは本給付金の対象外となります。したがって、他の補助金の対象となり、経費の50%補助を受けた場合、同一の対象について本給付金の対象に含めることはできません。	85

No.	質問	回答	受付番号
35	かかりまし経費につきまして、サービス担当者会議や関係機関・家族との連絡調整等を感染防止のためオンラインで実施しました。その環境整備のためのタブレット等ICT機器の購入は、対象になりますか。	感染防止のためのかかり増し経費として判断できますので、令和2年4月1日以降に購入したものであれば、対象となります。	88
36	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「複数事業にまたがる内容」の18につきまして、「支援金につきましては、医療、介護それぞれの事業において、かかり増し経費が発生していると考えられますので、それぞれのサービスの上限額まで申請が可能」とありますが、それぞれとは医療70万円、介護51万8千円両方の金額を申請できると考えてよろしいですか。また、「同一の対象について重複して支援金を申請することはできません」とありますが、同一とはどのようなことを指すのでしょうか。	かかり増しとなった経費について、医療70万円、介護51万8千円の上限(基準額)まで、それぞれ申請することが可能です。ただし、あくまで上限額ですので、実際のかかり増し経費が基準額を下回る場合は、それぞれ実際に支払う(支払った)金額が補助額となりますので御注意ください。「同一の対象」とは、例えば70万円の車両を1台しか購入していないのに、医療と介護に重複して申請して上限額までの補助(70万円+51万8千円=121万8千円)を受けることはできないという意味です。	89
37	「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の申請をしたいのですが、締切が令和3年3月31日となっております。いつまでに購入した物でしょうか。また、購入した物はマスクや消毒液等ですが、記入欄は備品購入費でよろしいですか。さらに、申請の際には領収書の添付は必要ですか。	令和3年3月31日までに「納品」になったものが対象となります。単価が10万円以上の物品につきましては、「備品購入費」の欄に、単価が10万円未満の物品につきましては、「需用費」の欄に記載してください(したがって、マスクや消毒液等は需用費の欄に記入してください)。	90
38	オゾン脱臭加湿器搭載空気清浄機の購入は支援事業の対象となりますか。	空気清浄機につきましては、特に性能等の基準はありませんので、感染症対策に有効なものであれば、対象となります。	93-4
39	介護ロボットの導入は対象となるとありますが、具体的に「見守りセンサー」を導入する場合、巡回が頻回な方への訪室が大幅に減ることで感染症対策につながると考えますが、対象となるでしょうか。また、上記を施設内の全居室で稼働できる環境を整えるために館内にWi-Fi設備を整備することも対象に含められるでしょうか。	利用者との接触機会を減らすための環境整備は感染リスクの低減につながると考えられますので、対象に含めることができます。また、それらを稼働させるためのWi-Fi設備の導入費用も対象となります。ただし、通信費は対象外となりますので、御注意ください。	95
40	当法人は地域密着型特養(29床)とショートステイが(40床)ですが、支援金の金額は 40000×29床+44000×40床の計算でよろしいですか。	感染症対策支援事業の2施設の上限額の合計額としては、左記のとおりです。ただし、ショートステイが「空床利用型」の場合は、(前年度1月あたりの平均利用者数)×44000円となりますので、御注意ください。なお、ショートステイにつきましては、環境整備助成事業(上限200,000円)も別に申請可能ですので、そちらも御活用ください。	63-3
41	支援金の使用の確認方法は、領収書の保管の他に何かありますでしょうか。	会計検査等で確認する場合がありますので、支出内容に関する証拠書類(領収書等)を令和7年度末まで(5年間)保管しておいてください。	63-4
42	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の8につきまして、例えば500万円の車両を購入した場合、上限額で考えると対象の範囲内になりますが、個票は事業所単位で作成するようになっているため、特養だけでは120万円超過することとなります。どのように取り扱えばよろしいですか。	当該車両の購入金額を各事業所の個票に按分して入力してください。	87

No.	質問	回答	受付番号
43	基準単価一覧表の(2)②在宅サービス事業における環境整備への助成事業の対象経費 C換気設備に、簡易陰圧機能を備えた高機能空気清浄脱臭機や簡易陰圧テントの購入経費は含まれるのでしょうか。	感染症対策に有効であると考えられますので、対象経費に含めていただいて差し支えありません。	100
44	新型コロナウイルス対策として、感染者が発生した際に備え衛生面に考慮し衣類乾燥機を購入予定ですが、こちらは対象になりますか。	新型コロナウイルスが施設内で発生した場合は感染者(濃厚接触者)を個室等で管理し、清拭で対応するケースが多くなると考えられます。その際、普段よりも洗濯ものの量が多くなるため、そのような場合に備えるという意味では、かかり増し経費と判断できます。	101
45	現在乾燥機付き洗濯機を共同で使用していますが、感染症対策のために、感染者専用の乾燥機付き洗濯機を準備した場合の費用は対象になりますか。	同上です。	110
46	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の13について、「従業者へのマスクの配布」は、布マスクの場合も該当になりますか。	布マスクを購入した場合も、「衛生用品等の感染症対策に要する物品購入」として該当になります。	106-1
47	現在事業所では、1つの固定電話で家族と入居者の連絡や内部の事務連絡に対応しています。家族との面会を自粛している分、各居室で家族と電話ができるようにするため、また感染者が発生した場合に、拡大防止の観点からユニットを隔離し連絡を取り合うために子機(PHS)を増設する費用は対象になりますか。	左記の場合、PHSの導入は感染防止対策として有効と考えられますので、機器購入費(またはリース費用)は対象とすることができます。ただし、通信費用は対象外となりますので、御注意ください。	109
48	支出内容を証明する書類(領収書、振込記録等)について、提出義務はありますか。事業所で保管していればよいのでしょうか。	支出内容を証明する書類については、実績報告の際は県への提出は求めない取扱いとします。ただし、県から求めがあった場合は速やかに提出できるよう、適切に保管願います。	111-3
49	サ高住の各室に呼び出し用ナースコールを設置していますが、呼び出しに回答できる親機はホールにしかない状況です。罹患者が出た際に複数の居室からの呼び出しに対応するため、ピッチ(子機)などを準備した場合、その購入費用やナースコールとの接続設定費用等も支援金に含まれるのでしょうか。	左記の場合、感染防止対策として有効と考えられますので、機器購入費及びナースコールとの接続費用を対象とすることができます。ただし、通信費用は対象外となりますので、御注意ください。	115
50	支援対象経費について、別添1「基準単価」が申請マニュアルの中に見当たりませんがどこにありますか。	下記の県ウェブサイトの中の「申請にあたってお読みいただく資料」の上から3番目に掲載しております。 【県ウェブサイト】 <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51305">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/51305</a>	119
51	除菌に使用するために電解次亜水生成器を購入する場合、感染症対策物品の対象となりますか。また、非接触で発熱者を検知するAIサーマルカメラ(顔認証型)を、設置したいと考えていますが、こちらは対象になりますか。	電解次亜水生成器につきましては、感染症対策に有効であれば対象とすることができます。AIサーマルカメラは発熱者を非接触で検知する点で、感染症対策として有効であると考えられますので、対象とすることができます。	123
52	訪問介護事業所において、通所介護事業所と社用車は兼用でしたが、衛生面の観点から事業所ごとの車を用意するため新しく購入した車は対象になりますか。	感染症対策に有効ということであれば、対象となります。	124-2
53	加湿器の購入費や、設置に伴う給排水工事費も支援給付金の対象になりますか。	感染症対策に有効と考えられますので、工事費も含め、対象となります。	129

No.	質問	回答	受付番号
54	新型コロナウイルス対策として日頃よりマスク・グローブ等の物品確保をしていますが、物品の保管庫として新たに物置を購入した場合、こちらは給付対象になりますか。	新型コロナ感染症対策によるかかり増し経費と判断できますので、対象となります。	132
55	感染性廃棄物ゴミ置き場を設置する費用も対象になりますか。	新型コロナ感染症対策によるかかり増し経費と判断できますので、対象となります。	136-2
56	地域密着型通所介護の助成限度額はいくらですか。	384,000円となります。(「基準単価一覧表」(1)のNo.4)	137-2
57	当認知症対応型共同生活介護では、共用型デイサービスを行っております。共用型デイサービスの部分で感染症対策支援事業と環境整備助成事業の申込みは可能ですか。	「共用型デイサービス」を実施している場合で、当該共用型デイサービスでかかり増し経費が発生している場合は、「認知症対応型共同生活介護」とは別に、「認知症対応型通所介護」として助成を受けることができます。	108
58	利用者様との接触軽減のために、自動体位変換機能が付いたマットレスを購入した場合、この費用は給付金の対象となりますか。	感染症対策に有効であるとして事業所が購入するのであれば、対象として差し支えありません。	140
59	法人で複数の事業所(拠点)があります。コロナ対策として、法人所有の建物を補修し、各拠点の備品庫として、又、感染者が出た場合の簡易居室として活用することを計画しています。補修整備にあたり、各事業所ごとに包括支援給付から按分して支出し整備することは可能ですか。	可能です。整備に要した経費を各事業所ごとに按分して申請してください。	143
60	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電解水素水・電解酸性水整水器を施設に導入した場合、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金」の衛生用品等の感染症対策に要する物品購入に該当しますか。	感染症対策に有効であるとして事業所が購入するのであれば、対象として差し支えありません。	145
61	物品の購入は中古でも対象になりますか。(自動車・加湿器等)	中古でも対象となります。	157
62	短期入所系は、1定員につき44千円となっておりますが40人(当施設の定員数)×44千円=1,760,000円が最高限度額になるのでしょうか。また、かかり増しの分は領収書がある段階でその都度申請できるのでしょうか。一度きりの申請でしょうか。	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所につきましては、定員あたり44千円が基準額ですので、40名定員であれば、1,760,000円が限度額となります。なお、申請は各事業所・施設ごとに1回を想定しています。上限の範囲内であれば、複数回の申請も可能ですが、年度末までの利用を見込み、基準額(限度額)で申請を行うことも可能ですので御検討ください。	159-2
63	面会室の改修やプレハブについては対象となるとのことでしたが、室内から続くデスク等を整備することで、室外のオープンスペースを密のない環境として整備することも対象となりますか。	感染症対策に有効であると考えられますので、対象となります。	160
64	体表面温度測定サーマルカメラは補助金の対象になりますか。対象となる場合何割程度補填されるのですか。	サーマルカメラは感染症対策支援事業の補助対象となります。その他の経費も含めて、各サービスの種類ごとに定められている基準額の範囲内であれば、全額が補助されます。	163

No.	質問	回答	受付番号
65	複数の事業所を運営していますが、サービス提供支援事業の補助額を複数事業所の分を合わせた額で1つの施設の空調設備に充てることは可能ですか。また、併設してる両施設にかかる整備(Wi-Fi整備等)は両施設の補助額を合算してもよいのでしょうか。	複数の事業所を運営しており、各事業所に共通するかかり増し経費がある場合(左記の例ですと、空調設備の設置やWi-Fiの導入)は、かかった経費を各事業所に按分して申請することが可能です。	164
66	物品を購入した際の領収書ですが、法人で一括購入した場合は宛名が法人名になりますが原本をコピーして事業所ごとに按分した金額を記載すれば大丈夫でしょうか。あくまでも、事業所名での領収証が必要なのでしょうか。	法人で一括購入した場合は、法人名の領収書で結構です。	165
67	特定警戒区域を往来した職員や特定警戒区域の人と接触があった職員については、感染症対策の観点から2週間程度の自宅待機を経てから出勤しています。このため、迅速な各職種の確保が必要と考え、人材紹介会社からの紹介で職員を確保しました。この場合、紹介手数料は支援対象経費に該当するのでしょうか。	感染症対策のための追加的人員にかかる経費ですので、対象として差し支えありません。	79-1
68	感染症対策として面会制限を長期間行うことに伴う家族対応や相談に応じるため、人材紹介会社から相談員の照会を受けました。この紹介手数料は支援対象経費の対象になりますか。	同上です。	79-2
69	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の15について、当短期入所生活介護事業所では、6月から感染症対策として清拭タオルをリース契約しています。リース料金(タオル代)は該当になりますか。	感染症対策としてのかかり増し経費であれば、対象として差し支えありません。ただし、リース料金は令和3年3月分までとなります。	106-2
70	通所介護事業所において、車1台あたりの送迎の利用者人数を減らすため、4月20日に職員を入社させた場合の人件費は対象になりますか。	感染症対策のための追加的人員に対する給料であれば差し支えありません。(令和3年3月分まで)	124-1
71	事業実施項目2について、6月より正看護師1名を採用しましたがこの者の給料は本事業の対象になりますか。	感染症対策のための追加的人員に対する給料であれば差し支えありません。(令和3年3月分まで)	134-1
72	事業実施項目2について、利用者の病院受診用の車いす対応自動車の購入を予定していますが対象となりますか。	感染症対策のためのかかり増し経費であれば、対象として差し支えありません。	134-2
73	実施項目4について、現在面会を全面禁止しており、テレビ電話等による面会を検討していますが、それらの経費は対象となりますか。	感染症対策のためのかかり増し経費と判断できますので、対象となります。	134-3
74	陰圧クリーンブース、空気清浄機等の購入を検討中ですが、台数を勘案すると助成上限額を超える可能性があります。超えた分を「かかり増し経費」と捉えてよいのでしょうか。	補助は助成限度額までとなり、限度額を超える部分は各事業所の負担となります。「かかり増し経費」とは、新型コロナ対策により、かかり増しとなる経費、という意味です。	181
75	施設の抗菌処理は対象になりますか。	感染症対策に有効であると考えられますので、対象となります。	182



No.	質問	回答	受付番号
76	施設が来年度末(令和4年3月)をもって閉鎖予定となっている場合、タブレット・パソコン等の物品購入やその他の事業において制約はありますか。	単価が30万円以上の機械等につきましては、法令(※)の規定により、一定期間が経過するまで、知事の承認なしに、譲渡、廃棄等ができないことになっております。(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令)	183
77	マスク、ビニール手袋等の金額が異常に値上がりしていますが、値上がりした分もかかり増し経費として計上してもよいのでしょうか。	マスク、ビニール手袋等の衛生用品の購入費については、通常よりも多く購入されていると思いますので、購入費自体をかかり増し経費と判断していただいて結構です。	196
78	「C:換気設備」とありますが、建物を改修して換気扇等を設置した場合という考え方でよいのでしょうか。また、空間空気清浄機(床設置式)の購入は環境整備ではなく、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業(a:衛生用品等の感染症対策に要する物品購入)に該当するのでしょうか。どちらの助成事業に該当になるか教えてください。	環境整備助成事業の「C:換気設備」は建物改修により換気扇等を設置した場合だけでなく、床設置式の空気清浄機も対象に含まれます。また、空気清浄機は感染症対策支援事業、環境整備事業のいずれの対象にも含まれます。	197
79	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の7に、「タブレット等ICT機器の購入またはリース費用(通信費用を除く)」とありますが、委託設置費用(訪問基本料+導入料)及びカメラ、マイク、無線アクセスポイント等の機器購入費用は費用対象に含まれると考えております。導入後の保守サービス費用(5年)は対象に含まれますか。例えば、令和3年3月31日までの経費分として1年分だけ含まれるということはありませんか。	機器購入費用は対象になりますが、導入後の保守サービス費用は対象外となります。	185
80	感染症給付支援金について、施設内のトイレの和式から洋式への改修工事は、感染支援対象に当たりますか。	例えば、和式の使用頻度が低く、洋式へ改修することによって利用者が分散されて感染リスクが減少するなど、感染症対策に役立つものであることが合理的に説明できるのであれば対象に含めていただいて差し支えありません。	188
81	感染症対策支援事業について、対象は2021年3月末までの費用とのことですが、感染対策で3年間リースの除菌機器をレンタルして、2021年4月以降のリース費用を3月末までに前払いした場合、その費用は含めてもよろしいですか。また、ロボットで自動的に清掃・除菌できる掃除機(ルンバやWhizなど)も対象となりますか。	リース費用については、2021年3月末までの分が対象となります(2021年4月以降の分を含めることはできません)。ロボットで自動的に清掃・除菌できる掃除機については、感染症対策に資するものであれば、対象に含めて差し支えありません。	212
82	「多機能加湿器」で、効果として「空気清浄・消臭・加湿・除菌」があるものは補助の対象になるということでしょうか。また、当施設は全てのサービスの補助上限額合計が3,672千円、加湿器の購入予定額が4,060千円ですが、この場合4,060千円-3,672円=388千円が実質負担額という考え方でよいのでしょうか。	効果として、空気清浄、除菌効果があるものであれば、感染症対策として有効であると判断できますので、対象として差し支えありません。当該機器をすべてのサービス区分で共有する場合、購入費用を各サービスに按分する場合は、後段はお見込みのとおりです。	235
83	訪問介護事業所において、在宅でのデスクワーク、リモートでの会議や感染防止のためパソコン共有化を防止することを目的として、ノートパソコンを5月に購入済みであるが給付の対象になりますか。	感染防止対策として購入されたものであるとのことですので、対象となります。	236

No.	質問	回答	受付番号
84	コロナウイルスを除菌できる「塩化ベンザルコニウム」を主成分とする除菌液を使用した自動オンボリ製造機及びこれに関連する商品を購入した場合、この費用は給付金の対象となりますか。	感染症対策に有効であると判断できるのであれば、対象として差し支えありません。	240
85	支援対象経費として、「ICT機器」とありますが、電話交換機は含まれますか。	職員同士の接触機会を減らすことができるなど、感染防止対策になるのであれば、対象として差し支えありません。	242
86	申請書のExcelファイルのうち、「提供サービス」欄で「介護予防・生活支援サービス事業の事業者」を選択すると、「2. 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」の補助上限額が記載されません。地域包括支援センターの業務は感染症対策費用助成事業の対象外ということですか。それとも他のサービスを選択すべきですか。	地域包括支援センターの場合、提供サービスは「居宅介護支援事業所」を選択してください。	244-1
87	感染症対策として、おむつ交換の回数削減のために高吸収の尿パッドの利用を検討しています。高吸収のものを使用した場合、小判の尿パッドよりも高額になりますが、その費用についてかかり増し経費の対象となりますか。また、感染者にポータブルトイレを使用する際、感染対策としてバケツに袋をかぶせ、中へ大判の尿パッドを敷き込むことで汚物を水栓に流すなどのリスクを回避し、廃棄処理を行いたいと考えています。その物品代金は申請可能でしょうか。	おむつは基本的に介護報酬でまかなわれるものであることから、普段使用しているものをすべて高吸収のものに変更し、それらの経費をすべてかかり増し経費の対象とすることはできません。ただし、施設内で感染が発生した場合などに備えて、感染リスクを減らす目的で事前に購入し備蓄しておくなどの場合はかかり増し経費と判断できません。後段の「また」以下につきましては、感染拡大防止に資するものですので、対象となります。	261
88	「感染症対策に要する物品」には、加湿・除菌機能を持ち合わせた機器の購入も対象となりますか。	事業所において、感染症対策に資するものと判断できるのであれば、対象として差し支えありません。	263
89	支援の対象期間について、令和3年3月31日までの経費について助成とありますが自動車を購入する場合、 ①現金一括購入でなければ助成対象にならないのでしょうか。 ②5年ローンを組んだ場合は、令和3年3月31日までの支払い分については対象になるのでしょうか。 ③令和2年8月に6回払いのローンで購入し令和3年3月31日まで返済が終了した場合は対象となりますか。	①、③…3月31日までに支払が完了していれば、対象となります。 ②リースであれば、3月末までの支払分が対象となりますが、5年ローンを組んだ場合は3月末までに当該車両についての支払が完了していないので、対象とはなりません。	82
90	生活支援ハウスについて、厚労省のQ&Aでは慰労金の対象になるということでしたが、支援金も対象になるのでしょうか。また、対象となる場合、上限額はどの施設種別の上限額で対応すればよいでしょうか。	生活支援ハウスについては、慰労金支給の対象のみとなります。サービス提供支援事業等の対象には、該当しません。(厚生労働省に確認しました)	168
91	当小規模多機能型居宅介護事業所では、今秋より、小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所を開設予定です。その場合、本体事業所としての支援金((1)475千円+(2)200千円=合計675千円)については表のとおりと思いますが、サテライト事業所の場合の支援金の対象の有無及び金額はどのようになりますか。	サテライト型事業所自体が本体事業所とは別に指定を受けている場合は、それぞれが支援金の対象となりますが、別に指定を受けていない場合は対象とはなりません。基準額は、指定を受けている事業所の種別により判断してください。(厚生労働省に確認しました)	189

No.	質問	回答	受付番号
92	サーマルカメラ、自動ドア、電話設備を連携させ、サーマルカメラにて来訪者が測定した体温が基準値以上、またはマスク未着用の場合に検知し、自動ドアが解錠されずに電話端末へ発報されるシステムを構成する際は、自動ドア・電話設備の費用も感染対策の支援対象になりますか。	自動ドア、電話設備を含め、一体として感染症対策となるものであれば、それらを対象に含めていただいて差し支えありません。	264
93	施設系サービスで空床利用型の短期入所を行っている場合の取り扱いで短期入所は前年度1月当たりの平均利用者数×基準単価とのことですが、平均利用者数とは延べ人数と実人数どちらになりますか。	空床利用型の定員については、1月当たりの実人数を入力してください。算出方法は、「1月当たりの平均利用者数＝年間の利用者実人数÷12」です(厚生労働省に確認しました)。	281
94	生活支援ハウス職員は慰労金の対象となっておりますが、感染症対策支援事業では生活支援ハウスは対象になるのでしょうか。なるとすれば基準単価の種別はどうなりますか。	生活支援ハウスについては、慰労金支給の対象のみとなります。サービス提供支援事業等の対象には、該当しません。(厚生労働省に確認しました)	282
95	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】について感染症対策に要する経費であれば、申請時に事業実施計画書に記載した購入予定品目等、内容を変更して購入することは可能でしょうか。	感染症対策に要する経費であれば、申請時と内容を変更して購入していただいても構いません。	283-2
96	申請書の様式2の【感染拡大防止対策や介護サービスの提供体制の確保のための経費】の科目の分け方について、空気清浄器の購入や手洗い場の設置はどの科目にしたらいでしょうか。	目安として、単価や設置費用が10万円以上となる場合は、「備品購入費」の欄に、10万円未満の場合は、「需用費」の欄に記載してください。	284
97	オゾン発生器の導入を検討していますが、4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業の「4. 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」での助成対象になるのでしょうか。	対象に含めていただいて差し支えありません。	285
98	感染者を隔離保護するために居室にエアコンを取り付けたいのですが、エアコン購入、電気工事は設備整備の対象になりますか。	感染症対策支援事業の対象に含めていただいて、差し支えありません。	296

No.	質問	回答	受付番号
<b>在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業</b>			
1	基準単価が、「電話による確認」と「訪問による確認」に分かれて記載されていますが、同一人について両方の申請が可能ですか。	同一人について、両方の申請はできません。どちらか一方になります。	-
2	在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で行った場合とされていますが、居宅介護支援事業所も同様に利用者に電話連絡している場合、支援金額は両方の事業所から申請することができますか。	支援内容が異なることから、両方の事業所で算定可能です。	-
3	記録が求められるのは電話や訪問による利用者の確認のみで、ケアマネ等との連携やサービス提供のための調整については記録は不要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。	-
4	再開支援電話・訪問に確認について ①実施の有無が分かるように簡易的なリストを作成して日付を記載し、訪問・電話どちらによるものかをわかるよう記録すればよいのでしょうか。 ②要支援・介護・事業所対象者問わず全ての方が対象でしょうか。	①実施の有無だけでなく、マニュアルのP5に記載している要件を満たすことがわかる記録をお願いします(利用中断の期間、利用者の健康状態・生活ぶり、希望するサービスなど) ②マニュアルP4に記載している支援対象サービスの利用を休止している方が対象となります。ただし、事業所指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外です。	111-2
5	再開支援電話・訪問による確認について、対象人数は概算(定員数)で計算し申請して問題ないでしょうか。東京都では、「支援見込みが困難な場合は事業の定員で見込みをお願いします」との回答がありましたが、同様と考えてよいのでしょうか。	対象人数は概算で差し支えありません。(ただし、実績が補助を受けた金額に満たない場合は返還額が生じますので、ご了承ください。)	175
6	「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成」の「利用休止中の利用者」の解釈について、新型コロナには関係ない理由で休止となっている場合でも対象となるのでしょうか。	厚生労働省の事業実施要綱上、サービス利用休止の理由は問われていないため、対象となります。	217-1
7	再開支援の助成について、居宅介護支援事業所が包括支援センターから委託を受けて支援している要支援の利用者は対象となりますか。なる場合は申請方法を教えてください。	居宅介護支援事業所が包括支援センターから委託を受けて支援している要支援の利用者も対象となります。申請にあたっては、委託元、委託先のいずれから申請していただいても結構ですので、委託元と調整してください。ただし、同一人物について重複してカウントしないよう御注意ください。	222

No.	質問	回答	受付番号
<b>在宅サービス事業所における環境整備への助成事業</b>			
1	自転車やタブレット等の購入費用については、「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」でも対象となっていますが、両方で申請してもよいでしょうか。	両事業に申請を行うことが可能です。ただし、同一物品の購入について、重複して申請することはできません。	-
2	環境整備の例として、長机とありますがサイズ等に基準はありますか。例えば、「2mの距離をとって座ることができる」ということで円形の机でもよいのでしょうか。	感染防止対策に資するものと考えられますので、対象となります。	11-5
3	「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の支援対象経費について、はめころしの窓を開閉できるように改修した場合の費用も対象となりますか。	はめころしの窓を開閉できるように改修した場合につきましても、換気をよくし、「密閉」を避けるという点で感染症対策に有効であると考えられますので、対象経費に含まれます。	18
4	3密の回避のため、病院受診のインターネットへの切り替えを予定しており、Web診察の基盤整備をしております。Wi-fiが整備されていない利用者の方のために、Wi-fi機器のレンタルを考えていますが、月々のレンタル料は支援の対象になりますか。	Wi-Fi機器のレンタル料につきましては、令和3年3月(令和2年度末)までの経費については対象となります。ただし、通信費用は対象外となりますので、ご注意ください。	33-2
5	「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」の助成金200千円を利用して消毒液やマスク等の備品購入は可能でしょうか。	「在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」は3つの密を避けてサービス提供するために必要な環境整備に要する費用を対象としているため、消毒液やマスクは対象となりません。消毒液やマスクの購入については、感染症対策支援事業を活用してください。	195
6	くみ取り式のトイレを簡易水洗もしくは水洗トイレに変更する工事や、トイレ内の換気設備の整備は環境整備への補助事業の対象となりますか。	環境整備助成事業は3密を避けるための環境整備費用が対象となりますので、環境整備助成事業の対象にはなりません。感染症対策支援事業についてであれば、例えば、トイレを変更することにより、排泄物に触れるリスクが減るなど、感染対策に有効であると判断できる場合は、対象として差し支えありません。	223

No.	質問	回答	受付番号
<b>介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業</b>			
1	施設管理者、事務職、調理員、清掃職員、送迎職員等は対象になりますか。	利用者と接する職員であれば対象になります。委託職員や派遣職員も対象になります。ただし、保険販売員、レストラン、飲料販売業者など賃貸借契約等によって場所を借りて事業を行っている方は対象外です。	-
2	勤務した複数の対象施設を通算したら10日間を超える場合は支給対象になりますか。	対象になります。重複して給付を受けた場合、不当利得として返還が必要になりますので、重複請求にならないよう気を付けてください。(特に、委託、嘱託職員等として、ヘルプ業務等で、複数施設に勤務した方は、ご注意ください)	-
3	訪問介護事業所併設のサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームの場合、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの事務員・調理員(入居者との接触あり)についての申請は、訪問介護と別に県への申請でよいでしょうか。	当該有料老人ホーム等が特定施設に該当しない場合であれば、お見込みのとおり、訪問介護とは別に申請することになります。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であれば、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能です。	1
4	介護事業の他に、地域福祉事業・相談業務を行っております。こうした業務に関わっている職員への支給を申請することは可能でしょうか。	介護慰労金の対象となるのは介護サービス事業所、介護保険施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の職員のみです。	3
5	特別養護老人ホームが併設されている法人本部に事務職員として勤務しており、毎日ではありませんが利用者の方と接する機会があります。この場合慰労金の支給対象となりますか。また、当該法人が経営する障害者支援施設の利用者の方とも業務上接する機会があります。このような場合も慰労金の支給対象になりますか。なるとすれば、介護分野と障害分野のどちらに申請すればよいですか。(関連:新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(第1版)質問62、67)	対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上勤務日数があり、かつ1日でも利用者や接した職員であれば支給対象となります。介護分野と障害分野の合計が10日以上の場合も同様ですが、重複しての申請は認められておりませんので、どちらか主となる分野でまとめて申請してください。	4
6	慰労金支給対象者は通算して10日以上勤務した者とありますが、10日とは純粋に勤務した日にちのみを数えるのでしょうか。また、始期は秋田県では3月6日で間違いないでしょうか。	1日あたりの勤務時間にかかわらず、純粋に勤務した日数が暦日で10日以上であれば支給対象です。秋田県の対象期間は3月6日～6月30日です。	9
7	「利用者と接したり、利用者宅に訪問し同じ空間にいる場合も該当」とありますが、普段事務を行っている職員が、ヘルプ要員として当該時期に1日でも訪問実績があれば該当となりますか。	訪問系サービスの場合、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に、利用者宅を訪問した日数が10日以上であれば支給対象となります。	8-2

No.	質問	回答	受付番号
8	慰労金について、国Q&AのQ83では介護保険の指定を受けていない施設(ケアハウスなど)の慰労金は都道府県が実施者とされています。介護保険等指定事業所分は国保連から給付され、上記ケアハウス等の分は県から事業所・施設等に給付されるのですか。	お見込みのとおりです。	12-3
9	慰労金の対象について、例えば契約による特別養護老人ホームの配置医師も勤務実態によって支給対象になると考えられますが、緊急包括支援事業は医療分もあることから、申請が重複しないよう医療・介護のどちらで申請するかを配置医師と協議・選択して申請することでよろしいですか。	ご質問の配置医師のように介護分と医療分の両方に該当する職員の場合、重複はできませんので、どちらか一方を選択して申請してください。	12-5
10	慰労金の対象について、法人が雇用し、継続的に利用者と接触がある職員であっても、要綱の対象事業所に配置されていない者は除外されると解してよろしいですか。(市の交流センター(指定管理)に配置する保健師が、同一敷地内にあるケアハウス利用者の健康相談等に対応している場合を想定しています)	交流センター配置の保健師が、雇用契約上、雇用元の同一法人が運営するケアハウスにおける健康相談にも従事することとなっているのであれば、ケアハウスからの申請に含めて差し支えありません。	12-6
11	国Q&AのQ117は所定期間内に法人独自に慰労金を支給した場合、当該事業で支給される慰労金を充当できるという理解でよろしいですか。その場合、当該事業の支給額が一人5万円の場合、法人独自の給付金との差額(例:法人が独自に1万円を支給済みの場合、事業給付金との差額4万円)を追加して職員に支給することでよろしいですか。	6月19日の本事業実施要綱発出後に、職員に対する慰労金を県への申請前に支給していた場合、本事業の給付金を充当できますので、差額を後から支給するという解釈で支障ありません。	12-7
12	Q117の回答で「本事業の実施要綱発出後」とありますが、「後」には(老発0619第1号の)令和2年6月19日当日は含まれますか。あるいは、翌日の令和2年6月20日以降と解すべきですか。	当日を含みます。	12-8
13	利用者の方と接していますが、役員のためタイムカード等の記録がありません。10日以上勤務を証明する資料がない場合、慰労金の申請はできませんか。	出勤簿や業務日誌等でもかまわないので、各事業所・施設等において10日以上勤務を証明できるのであれば申請できます。	19
14	有料老人ホームの宿直業務を委託していますが、慰労金の対象となりますか。業務委託契約を結んでいますが、職員としての雇用契約はありません。	業務委託契約を締結している委託元の施設に勤務した宿直職員で、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者と接していれば支給対象となります。	20
15	福祉用具貸与事業所で、福祉用具専門相談員の資格を持っていない従業員(事務職員)がおります。利用者への取り次ぎなど一体的な業務についてはおりますが、利用者との接触がない場合は慰労金の対象にはなりませんか。	利用者との接触を伴わない事務職員は対象になりません。	22
16	ショートステイを運営しており、その隣の建物で企業内保育を運営しております。この場合、企業内保育の保育士は慰労金の対象となるのでしょうか。また、ショートステイと保育を兼務している場合の支給はどうなりますか。(保育士は、ときどき子供をショートステイに連れて食事をしている場合があり、利用者との接触もあります。)	介護サービス事業所・施設等の企業内保育の保育士というだけでは対象になりません。ショートステイと保育所の兼務職員の場合、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の介護サービス事業所・施設等分の実勤務日数が10日以上で利用者との接触する日が1日でもあった職員であれば対象となります。なお、利用者との接触とは、業務として行われたものに限ります。	24

No.	質問	回答	受付番号
17	慰労金は、国からのものと県からのものがあるとのことでしたが、今回の申請(コンテンツ番号51305)は国からの慰労金ということでしょうか。	県独自ではなく国から全額費用が出ている慰労金です。	25-2
18	訪問看護所に事務員として勤務しています。集金や利用料の支払いに来たご利用者様の対応といった業務を行っていますが、慰労金の支給対象になりますか。	訪問系における事務職員では、ヘルパー等と一体となってサービス提供を実現した場合に対象となります。	27
19	経営者がグループホームの施設長として、毎日利用者の誘導介助や見守りをしていますが、経営者でも慰労金の対象となるのでしょうか。	対象になります。	29
20	慰労金の申請時に、法人・事業所が休廃止している場合、申請は個人で行うこととなります。その際、申請用紙には法人代表者の確認署名が必要ですが、代表者が署名できない事情がある場合、他にどのような方法がありますか。	休廃止事業所の勤務期間の証明等については、法人本部の確認、雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表(出勤表)等での対応が可能です。	32
21	勤務地が事業所外にあり、不定期で短時間(1~2時間程度)事業所に入出入りする職員は、慰労金の対象になりますか。当該職員は利用者様が生活する空間に立ち入ることもあります。	その事業所・施設等の総務事務等に従事しているのであれば対象になります。	34-1
22	当事業所は、外部の給食業者に食事提供の業務委託をしています。委託先の調理員は、配膳や打ち合わせ等の場面で利用者様が生活する空間に立ち入ることがありますが、慰労金の対象になりますか。なる場合、委任状をもらい施設側で申請及び支給をするという理解でよいでしょうか。	対象になります。その場合、委託先の調理員からも代理受領委任状を提出していただき、施設がまとめて申請してください。支給は、施設側と給食業者のどちらからでも差し支えありませんが、振込手数料は施設負担分までしかありません。	34-2
23	1日1時間勤務の清掃員は慰労金の対象になりますか。また、事業所で勤務している役員は対象になりますか。	対象期間(令和2年3月6日~6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者とは接していれば支給対象となります。	35
24	慰労金の申請は事業所単位ですか。様式3は法人単位となっていますが、同じExcelファイルに2事業所分入力すると表示できない箇所があります。	申請は法人単位でも事業所単位でもどちらでも結構です。	37-2
25	法人の取締役が、施設長と管理者を兼務している場合、慰労金の対象になりますか。	対象期間(令和2年3月6日~6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者とは接していれば支給対象となります。	38
26	利用者様の同居家族が、仕事で東京・秋田・仙台を歩き来していた(7月以降は秋田から出ていない)場合、慰労金の支給額は5万円と20万円どちらになりますか。	利用者に対し保健所から濃厚接触者であるとの連絡が入っており、かつ利用者から事業所にその旨の報告があり、さらに事業所がそれを認識した上でサービスを提供したということが、サービスを提供した職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいならば20万円になります。	41



No.	質問	回答	受付番号
27	申請書の提出時期は、慰労金の支給前でも可能ですか。 また、慰労金の支給対象者に職員と同様の要件を満たす役員も含まれますか。	可能です。役員については、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者と接していれば支給対象となります。	43
28	当通所介護事業所は、地域福祉相談事業を行っている他、市町村から通所支援サービスと配食サービスを受託しております。通所介護利用者は、全ての部署の前を移動するため、日常的に全ての職員と接触しており、当事業所は、共有スペースの消毒清掃に努めております。この場合、通所介護利用者とな日常的に接している地域福祉相談職員、通所支援サービスの運転手、配食サービスのパート職員、週3日出勤する施設管理責任者の役員は、慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。また、利用者とは接触する日が1日でもあれば対象となります。	46
29	介護慰労金職員表は法人単位で1枚となっていますが、軽費老人ホームに従事する職員の申請はどうなるのでしょうか。	当該軽費老人ホームが特定施設に該当しない場合であれば、国保連に申請する特養等とは別に県に申請することになります。その場合軽費分のみ職員の表で県に申請してください。	47-2
30	施設へ出入りする次の業務受託者は、それぞれ慰労金支給事業の対象者に含まれますか。 ①清掃業者(ダスキン) 契約あり、週3回各居室、共用部分清掃 ②理容業者 契約なし、施設からの依頼で A事業所で月2日間(3～6月で8日間) B事業所で月2日間(3～6月で8日間) ③セブンイレブン 契約なし、施設からの依頼で毎週水曜日施設内にて販売 ④ヤクルト 契約なし、施設からの依頼で毎週木曜日施設内にて販売	利用者と接する職員であれば委託職員や派遣職員も対象になりますが、賃貸借契約等によって場所を借りて事業を行っている方は対象外です。ご相談の例の場合、依頼の内容にもよりますが、コンビニエンスストアと飲料販売業者は「場所を借りて事業を行っている方」に当たることから対象外と思われます。また、理容業者については、介護メニューの身体整容としての整髪を施設として依頼しているのであれば対象と考えられますが、利用者が直接理容料金を支払っている場合は「場所を借りて事業を行っている方」に当たることから対象外になります。	49
31	法人代表者が施設長兼管理者の場合、慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者と接していれば支給対象となります。	51
32	当訪問介護事業所では、国保連への請求は代行業者へ委託しておりますが、慰労金の申請は可能ですか。	電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。 (電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	54
33	申請書様式3職員表の「主たる勤務先」におけるサービス種類コードとは、基準単価一覧表に記載している番号を記載すべきでしょうか。	国保連に請求する際に使用しているコードです。	55

No.	質問	回答	受付番号
34	慰労金の申請につきまして、当法人は介護保険事業所が3つあり、申請書は法人で記入します。申請額一覧には3事業所ありますが、別添には1事業所しか反映されません。個票は3事業所分必要ですか。	個票の情報が別添に自動で入力され、別添の情報が事業所番号単位で集計されたデータが様式1に自動入力となります。 電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。 (電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	57
35	法人の代表取締役も、毎日施設に常勤し、利用者との関わりがあります。慰労金支給事業の対象者に含まれますか。職員表に入力して申請してよろしいですか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	58
36	当通所介護事業所では週に一度、提供時間内に訪問看護師を看護職員スタッフとして勤務してもらっている曜日があります(月曜午後)。3月6日～6月30日までの間に10日以上勤務してもらっていますが、この訪問看護職員は慰労金支給事業の対象者に含まれますか。 また、所属している訪問看護ステーションで申請するようですので、こちらで申請すると重複してしまう事になりますかいかがでしょうか。	ご質問の看護師のように介護分と医療分の両方に該当する職員の場合、重複はできませんので、どちらか一方を選択して申請してください。	61
37	コロナウイルスの慰労金について、業務委託をしている従事者への給付は、事業所・施設と派遣会社・受託会社のどちらで行うかを話し合せて決めてよいですか？	ご質問のような場合の支給は、事業所・施設と派遣会社・受託会社のどちらからでも差し支えありませんが、振込手数料は施設負担分までしかありません。	62
38	居宅介護支援事業所の職員は慰労金(5万円)の対象になりますか。	訪問系については、訪問をしたことが対象の条件になります。	63-1
39	当介護老人保健施設では、「理容室使用契約」を結んで、理容師に来ていただいています。使用料はいただいております。理容料金は、利用者が支払います。平成31年4月1日から、月曜日を除く平日に毎日3時間程度滞在して施設入所者の調髪をしております。秋田県版Q&AIに「賃貸契約等によって場所を借りて事業を行っている方は対象外」とありましたが、直接、入所者と接触する当該理容師は慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	介護メニューの身体整容としての整髪を施設として理容師に依頼しているのであれば対象と考えられますが、ご質問の例では「場所を借りて事業を行っている方」に当たることから対象外になります。	64
40	次の者は、慰労金支給事業の対象者に含まれますか。 ①現場に入った経営者(施設長) ②同居する経営者の親族	役員については、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となりますが、その同居親族は「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員」に該当しないことから対象外です。	66
41	退職者等の個別申請マニュアルについて、勤務先記載欄に記入を頼みづらく(勤務先署名欄への署名捺印)、連絡をとりたくない事情があるのですが、代替の方法はありますか。	代替の勤務期間証明等については、法人本部の確認、雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表(出勤表)等での対応が可能です。	67

No.	質問	回答	受付番号
42	<p>次の者は、慰労金支給事業の対象者に含まれますか。</p> <p>①当法人経営の障害福祉サービス事業のグループホームで生活する利用者が、特別養護老人ホームに福祉的就労(日給2,000円の契約書あり)で勤務(施設内の清掃や環境整備)している場合の当該利用者</p> <p>②同様に救護施設に入所している利用者(障害者)が特別養護老人ホームやデイサービスセンターで実習(月額1万円の契約書あり)という形で働いている(施設内の清掃や環境整備)場合の当該利用者</p> <p>③当法人が公益事業で経営している食堂や温泉では、当法人の利用者(障害者や高齢者)や地域の方が利用しているが、その場合の食堂や温泉の従業者</p>	①、②は対象、③は対象外になります。	68
43	申請書の作成について、介護慰労金受給職員表及び個票において介護保険事業所番号とサービス種類コードの入力欄がありますが、有料老人ホームの場合はどのように記載したらよろしいですか。	記載不要です。県に対する申請になります。	69
44	当就労継続支援B型事業所において、経営者が、職業指導員も兼任しており該当期間に直接利用者さんに指導をしていた場合、経営者でも慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	70-1
45	市町村から介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業「生きがい健康づくり支援事業」を受託し、職員を配置し業務を行っておりますが、慰労金支給事業の対象となりますか。また、対象となる場合は、秋田県へ申請することによろしいですか。	実施要綱3(2)慰労金の支給事業A「支援対象者」のただし書のとおり、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者であれば、指定外サービス(委託、補助による実施)であっても対象となりますが、市町村からの要請がない場合は、実施要綱3(1)①ア支援対象サービスの注にあるとおり、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外になります。対象となる場合は県への申請になります。	75-1
46	市町村から包括的支援事業における生活支援体制整備事業「第2層協議体設置運営事業」を受託し、生活支援コーディネーターを配置し業務を行っておりますが、慰労金支給事業の対象となりますか。また、対象となる場合は、秋田県へ申請することによろしいですか。	実施要綱3(2)慰労金の支給事業A「支援対象者」のただし書のとおり、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者であれば、指定外サービス(委託、補助による実施)であっても対象となりますが、市町村からの要請がない場合は、実施要綱3(1)①ア支援対象サービスの注にあるとおり、事業者指定サービスのみが対象となり、委託・補助等によるものは対象外になります。対象となる場合は県への申請になります。	75-2
47	グループ会社から出向してきている従業員に関しても、事業所で勤務していれば支給対象になるのでしょうか。	出向者についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	80
48	慰労金の申請はインターネット申請となっておりますが、代理人による送受信のためインターネット申請ができません。この場合は、電子媒体(CD)での申請になりますか。	電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。 (電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	37-1

No.	質問	回答	受付番号
49	当法人では、介護保険施設に対して、スタッフ常駐清掃のサービスを提供しています。今回の慰労金の申請ですが、介護保険事業所番号が清掃部門にはありません。どのように申請したらよろしいですか。	サービスを提供している介護保険施設から申請してもらってください。なお、その場合、職員への支給は施設と清掃会社のどちらからでも差し支えありませんが、振込手数料は施設負担分までしかありません。	71
50	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金について、介護タクシーの運転手は対象になりますか。	介護タクシーは訪問介護に該当すると思われますが、訪問系サービスの場合、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に、利用者宅を訪問した日数が10日以上であれば支給対象となります。	84
51	派遣職員はシルバー人材も対象となりますか。	対象になります。	91-2
52	当通所介護事業所では、介護予防・日常生活支援総合事業で「訪問型サービスB」と「通所型サービスA」を実施しています。「訪問型サービスB」はボランティア主体ですが介護支援ボランティアポイント制を取り入れています。「通所型サービスA」は雇用労働者の他ボランティアによる支援も実施しボランティアには「訪問型サービスB」と同様にポイント制を取り入れています。このような場合支援者への慰労金は対象になりますか。	ボランティアについては対象となりません。	92
53	週4日勤務している契約社員も慰労金の申請は可能ですか。	1日あたりの勤務時間や週当たり勤務日数にかかわらず、純粋に勤務した日数が対象期間(3月6日～6月30日)内で暦日10日以上であれば支給対象です。	97-1
54	国保連への介護給付費請求の際は事業所毎(障害者支援施設、グループホーム等)に請求していますが、慰労金支給申請の際は1事業所としてまとめて申請は可能でしょうか。	請求は法人単位でも結構ですが、個票で事業所毎に記載してください。	97-2
55	利用者との接触を伴うことにより支給対象となる「職員」の中に、(代表)取締役や理事(長)など経営者側の役員を含めてよいのでしょうか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	99
56	通所介護事業所と居宅介護支援事業所が同じフロアにあり、介護サービス事業所の管理事務を行っている職員と地域福祉を行っている職員がいます。さらに、通所介護事業所の利用者のテイルームと事務室の区分けもオープンであり、直接介護でないが、毎日のように対面、会話をしています。また、同じ空間で作業をしています(利用者の機能訓練やレクリエーションなどの共同作業ではありません)。同じ空間で作業している、同じフロアの職員は慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として対面、会話、同じ空間で作業等していた場合は支給対象となります。	103-1
57	当短期入所生活介護事業所は病院内にあります。病院から慰労金を請求するとすれば、感染者が発生及びその対応をしたため、金額は20万円となりますが、そうでなければ金額は5万円となります。いずれに該当するでしょうか。また、仮に病院から請求するとした場合、申請は病院からでしょうか、それとも当短期入所生活介護事業所からでしょうか。	医療機関と同一空間を共有する併設事業所の場合は、感染者、濃厚接触者に対応した医療機関と同様の取扱として差し支えなく、20万円支給となりますが、医療従事者でなければショートステイからの申請になります。	104
58	理事長や業務執行理事等の役員は慰労金支給事業の対象者に含まれますか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	105

No.	質問	回答	受付番号
59	エクセルの申請書フォーマットの「職員表」のシートには、「支払実績」の欄がありませんが、職員に先に慰労金の支給をしてから、その後来年2月までに申請を行うという考え方でよろしいですか。それとも、支給が決定してから職員に慰労金を支給するという順番になりますか。	どちらでも結構です。	107-1
60	居宅介護支援事業所の職員は、直接的に慰労金の支給の対象となる旨の記載はありません。しかし、地域包括支援センターの職員が対象となること及び国のQ&Aで「利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。」という記載があることから、慰労金支給事業の対象者に該当するとしてよろしいですか。	居宅介護支援事業所の職員は、訪問系サービスとして、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に、利用者宅を訪問した日数が10日以上であれば支給対象となります。	107-2
61	慰労金について、役員(会長、常任理事等)は交付対象になりますか。	役員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	112
62	6月30日までの勤務先と現在の勤務先が異なる場合、申請は6月30日までの勤務先に行ってもらえばよいのですか。	お見込みのとおりです。	113
63	施設内(利用者の居室、利用者トイレ含む)の清掃業務を外部に委託して週5日実施していますが、この外部委託業者は対象になりますか。また、食事に関しても外部委託しており、施設併設の厨房を使用して提供してもらっています。調理員の方は、利用者との直接接しはありませんが、利用者居室があるフロアへの配膳や下膳時に利用者が利用した食器の処理を行っています。こちらの業者は対象になりますか。	清掃業務や給食業務であっても、利用者として接する職員であって、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。委託職員や派遣職員も対象となります。	114
64	個人用申請書類をダウンロードしたのですが、印刷するとところどころ文字が見切れてしまいます。これでも受理はしてもらえますか。	ダウンロード環境によっては文字が見切れることもあると思いますが、記載内容が確認できれば受理します。	116
65	介護サービス事業所・施設等が併設されており、同一建物内で運営するコミュニティセンターの職員は慰労金の対象になりますか。また、対象となる場合、その申請先は介護サービス事業所・施設等とともに国保連ということよろしいでしょうか。	コミュニティセンターは本来対象外ですが、併設されている介護サービス事業所・施設等と共通窓口の受付職員であるなど実際に介護サービス事業所・施設等の業務に従事し、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となりますので、業務に従事している介護サービス事業所・施設等から国保連に申請してください。	118
66	当法人では、給食、清掃、宿日直、洗濯業務を業者委託しておりますが、委託業者は自ら慰労金の申請をすることは可能でしょうか。できない場合、委託業者の従業員も含めて要件に該当した者全員の申請を当法人で行わなければならないのでしょうか。	委託業者は自ら申請できません。お見込みのとおり、貴法人で申請してください。なお、その場合、職員への支給は貴法人と委託業者のどちらからでも差し支えありませんが、振込手数料は施設負担分までしかありません。	120
67	当社会福祉法人では、直営と市町村からの介護サービス事業(特養等のサービス)の受託事業を行っており、予算措置や代理受領が難しい場合、県から職員に直接支給を実施したい場合は、社会福祉法人の県への直接請求は可能でしょうか。	公設、公立施設であって、市町村等で議会を開く暇がない等の理由により補正予算が組めないことから歳入受入や慰労金の支払科目の設定がなく、国保連からの受入や職員への支払対応ができない場合は、当該事業所(特養等)や職員から直接県に申請することになります。	103-2
68	秋田労働局の特定求職者雇用開発助成金(R1.11.1～R2.4.30)を申請済みですが、今回の感染症対応従事者慰労金の対象になりますか。	対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として対面、会話、同じ空間で作業等していた場合は支給対象となります。	122

No.	質問	回答	受付番号
69	現在、当社に勤務している看護師2名は、6月以前に「感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所」に該当する医療機関に勤務しており、慰労金の申請金額20万円の対象となります。ただし、当社は「その他事業所」に当たるため、申請金額は5万円となります。 この場合、慰労金の申請は、2名の看護師の分も含めて当社で申請金額を変えて申請を行い、何かしらの証明書を添付すればよいのでしょうか。または以前勤務していた医療機関から対象の看護師2名を申請してもらうべきでしょうか。	ご質問の看護師のように介護分と医療分の両方に該当する職員の場合、重複はできませんので、どちらか一方を選択して申請してください。どちらでも結構ですが、以前勤めていた医療機関からの申請の方が、他の職員と同額の横並び申請になるので、申請書作成の負担が少ないと考えられます。	125
70	慰労金申請の際に徴収する代理受領委任状の日付は、いつ付けて記入すればよいのでしょうか。	いつでも結構ですが、理論上、国から支給開始の要綱が出された6月19日から、施設が国保連(または県)に申請する日までの間になると考えられます。	128
71	以前、介護施設に勤務していましたが退職しました。 慰労金申請の際、事業所の証明が必要とのことですが、事業所から証明をもらわなければ申請できないのでしょうか。代用できるものはありますか。	代替の勤務期間証明等については、法人本部の確認、雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表(出勤表)等での対応が可能です。	133
72	管理者や事務員が、不定期ではあるものの利用者様の支援を行った実績がある場合、慰労金の支給対象となりますか。	役員や事務員についても、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に10日以上の実勤務日数があり、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。	135
73	当法人では、外部法人に給食業務を委託しておりますが、当該施設の調理等を行っている職員は慰労金の対象となりますか。なる場合、申請は当法人と委託先の法人のどちらになりますか。 また、当法人はすでに申請を終えていますが、調理等を行う職員が対象だった場合、追加で申請することは可能ですか。	利用者とする職員であれば委託先の調理員も対象になり、申請はサービスを提供している介護保険施設からになります。なお、その場合、職員への支給は施設と委託先のどちらからでも差し支えありませんが、振込手数料は施設負担分までしか支給されません。追加申請は可能です。	139
74	特養、ショートステイ、居宅介護支援の3事業所分を法人一括で申請したいのですが、申請書中の「申請額一覧」「別添」「個票」の金額等は職員表から自動で計算されるため、職員表中の「主たる勤務先」を同一にしないと全体の金額等が計算されません。 職員表の「主たる勤務先」を同じにし、「申請額一覧」「別添」「個票」も同一にして全体の金額が記載されるようにしてもよいのでしょうか。	複数事業所分を法人が一括申請する場合において、エラーとなるケースが厚生労働省で確認されたことから、交付申請書を更新しました。現在の様式では職員表と個票の自動計算がリンクされないようになっています。個票が不足する場合はシートをコピーしシート名を「個票2」のようにしてください。詳しくはマニュアルの12ページをご覧ください。	76
75	7月15日付けで介護短期入所施設の事務職を退職しました。慰労金の対象になると思い、個人で申請しようと思いましたが、勤務先証明書をもらうことができません。勤務日数が記載された給与明細書はありますがこれで代用できるでしょうか。	代替の勤務期間証明等については、法人本部の確認、雇用契約書、労働契約書、辞令、給与明細、源泉徴収明細、勤務表(出勤表)等での対応が可能です。	142
76	福祉用具貸与・販売事業所です。施設等に納品をする際、利用者との直接的な接触はありませんが、入退所時に間接的な接触があります。この場合、当該職員は慰労金の対象となりますか。	福祉用具貸与・販売事業所の職員の場合、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の業務として調整を行うために訪問するなど10日以上利用者の居宅等へ訪問をして利用者に接した場合は慰労金の対象となりますが、間接的な接触の場合は対象外です。	144

No.	質問	回答	受付番号
77	介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業について、令和2年3月31日で廃止となった介護サービス事業所に在職していた職員のうち、①退職者、②業務委託で働いていた調理員、③異動して介護サービス事業以外に在職中の職員を申請する場合、①②は直接秋田県に個別で申請することによってよろしいでしょうか。また、③異動して介護サービス事業以外に在職中の職員は、本部で直接秋田県へ申請することはできるのでしょうか。	①②についてはお見込みのとおりです。③の場合、在職のサービスが住宅型有料、非特定サ高住など介護サービス事業所・施設以外の対象施設になっている場合は本部で直接県に申請できますが、対象施設でない場合は個別に個人申請になります。いずれにしても、個人申請の職員から要望があった際には、法人として在籍証明を行う等の協力をお願いします。	147
78	当社は福祉施設等に食事の外部委託には入っております。対象施設では、申請は済んでいます。外部委託でその現場で働いている従業員を別に申請する場合は、必要書類及び提出方法はどのようですか。また、申請する際に、施設ではなく委託会社へ振り込むことになるとはと思いますが、その際は、どの書類に振込先を記載すればよろしいですか。	ご質問の場合、対象施設からの追加申請になり、振込先は施設になります。なお、施設から委託会社に再度振り込む場合の手数料は支払われません。	149
79	(様式3)介護慰労金受給職員表(法人単位)の記入について、サービス種類コードとは何ですか。	国保連に請求する際に使用しているコードです。サービス種類コードの一覧は、ホームページの「申請にあたってお読みいただく資料」にも参考として掲載しております。	150
80	介護慰労金につきまして、6月で退職し、前職場に手続きについて確認したところ証明書は出すが手続きは自分でやるように言われました。個人で申請を行う場合は、どのように手続きをすればよろしいのでしょうか。	「例外的なケース②」に掲載のマニュアルをお読みください。	151
81	申請フォーマットの個票1に慰労金の申請を入力する際、振込手数料を入力しても申請書と申請額一覧に金額が反映されず、且つ申請書欄外の申請額整合の欄に○マークが出ず、「!別添(事業所一覧)の合計額と一致しません。」と不整合のメッセージが出てしまいます。記入内容に誤りはないと思うのですが、この状態で申請しても構わないでしょうか。	7月29日に申請書様式が変更されていますが、変更前の様式で記載していませんか。変更後の様式の場合、申請額一覧シートの「介護保険事業所番号」欄に事業所番号は記載されていますか。電子請求システム関係につきましては、「電子請求システムヘルプデスク」が設置されておりますので、そちらにお問い合わせくださるようお願いいたします。(電話番号)0570-059-402 (受付時間)10時～(※) ※終了時刻は曜日等により異なりますので、マニュアルで御確認ください。	141
82	当法人は、介護保険と障害福祉の両方を運営しており、職員表には両施設の職員を記載することになります。介護保険の申請書では主たる勤務先は『サービスコード』であるのに対して、障害福祉では『提供サービス』となっております。その場合、どちらに合わせて記載すればよいですか。	職員表には法人単位と記載されていますが、障害分と介護分は別葉で申請してください。	155
83	申請書をHPよりダウンロードしたのですが、職員表ワークシートのプルダウンメニューが表示されません。マクロを有効にしても同様です。つきましては、手入力をしたいと思いますのでプルダウンの選択肢を教えてください。	施設区分をプルダウンメニューから選択しないと対応区分が選択できない仕様になっています。お確かめください。	156
84	給付金の申請前に、法人の立て替えにより慰労金を職員に支給した場合は、申請様式3の支払い実績の欄を記入して提出するのでしょうか。	お見込みのとおりです。	158

No.	質問	回答	受付番号
85	<p>介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA単独型を受託している事業所の職員は慰労金の対象になると読み取りました。</p> <p>①指定外サービスのため、県への申請になるようですが、個票の「介護保険事業所番号」「提供サービス」「サービス種類コード」は空欄でもよいのでしょうか。</p> <p>②介護保険事業所番号を空欄とした場合、申請額一覧(様式1)でリスト作成を行うとNo.1に表示されるほかにNo.3～No.100にも同じ内容が表示されてしまいます。さらに申請書(様式第1号)の申請額と内訳にも反映されるようです。申請マニュアルにて「本マニュアルにない変更・加工をしないで下さい」とありますが、どのように対応すればよいのでしょうか。</p>	<p>慰労金については、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業者は指定外サービス(委託、補助による実施)であってもA型、C型は対象となります。</p> <p>この場合は県への申請になりますが、①については空欄でも結構です。</p> <p>②については、ご質問のマニュアル記載事項は電子申請をする場合の注意事項ですので、県への郵送の場合は行の数式を削除するなどの加工をしてから印刷して申請してください。</p>	161
86	<p>当施設では、同一建物の2階に認可の学童クラブを併設しています。施設の玄関が共有であることから、学童クラブの職員も利用者との接触がありますが慰労金の対象になりますか。</p>	<p>学童クラブ職員が、雇用契約上、雇用元の同一法人が運営する施設の業務にも従事することとなっているのであれば、申請に含めて差し支えありません。</p>	166
87	<p>介護員として業務を手伝っている会社役員は慰労金の対象になりますか。また、週に2～3回、1時間程度施設を訪れる会社取締役は対象になりますか。</p>	<p>役員についても、1日あたりの勤務時間にかかわらず、対象期間(令和2年3月6日～6月30日)の間に純粋に勤務した日数が暦日で10日以上で、かつ1日でも利用者として接していれば支給対象となります。</p>	167
88	<p>通所介護事業所と同一フロアに居宅介護支援事業所、地域福祉事業所、法人本部事務局があります。地域福祉事業所や法人事務局は介護保険事業所番号がありませんが、県に直接申請すればよいのでしょうか。それとも、通所介護事業所の従業員として国保連へ申請すればよいのでしょうか。</p>	<p>地域福祉事業所や法人本部の職員が、雇用契約上、雇用元の同一法人が運営する通所介護や居宅介護支援の事業所の業務にも従事することとなっているのであれば、申請に含めて差し支えありません。</p>	169
89	<p>運営している地域密着型通所介護事業所が令和2年6月30日付けで休止となりました。従業員は法人内の別事業所へ異動し、勤務を続けています。慰労金を申請できる期間には該当していますが、休止となっているため、国保連への申請は現在勤務している事業所での申請と、拠点事業所での一括申請のどちらがよいのでしょうか。</p>	<p>現在勤務している事業所からの申請にし、「他の施設等との期間通算がある場合その施設名」欄に休止となった事業所名を記載してください。</p>	170
90	<p>令和2年7月1日より、地域密着型通所介護から通常規模の通所介護へ移行しました。その場合、職員表にはサービス種類コードを2つ記載しなければいけないのでしょうか。</p>	<p>新しいサービス種類コードを記載してください。</p>	171
91	<p>給付金を給与と一緒に振り込むことは可能ですか。可能な場合でも振込手数料を請求できますか。</p> <p>また、給付金を各職員に手渡すことは可能でしょうか。</p>	<p>慰労金は非課税所得となりますので給与等とは別に振り込むなど、源泉徴収しないようにご留意をお願いします。手渡しは可能です。</p>	174
92	<p>慰労金は県独自の慰労金ですか。国の慰労金とは別なのでしょうか。</p>	<p>介護分については、県独自ではなく国から全額費用が出ている慰労金です。</p>	176
93	<p>代理受領委任状は本人手書が原則ですか。PCでの入力申請は不可ですか。</p>	<p>後日確認した際に本人の意思が推定できるよう、署名(本人手書)または記名押印(ハンコを押す)が望ましいです。なお、申請に際し委任状の添付の必要はありません。</p>	178-1



No.	質問	回答	受付番号
94	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の申請書の「職員表シート」について、支払実績欄に支払年月日とありますが、介護慰労金は県・国保連からの支給前に支払する形になるのでしょうか。また支払金額欄は振込手数料だけでなく、退職者・休職者等への委任状の郵送代や委託会社とのやりとりにかかった費用も記載してよろしいでしょうか。	県・国保連からの支給前に介護慰労金を支払った場合に記載する欄ですので、支給後に支払う予定の場合は記載不要です。 なお、委任状郵送代や委託会社との連絡費用等は対象外です。	187-1
95	「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護分)に関するQ&A(秋田県版)」の「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業」の60に関して、普段利用者と同じ建物の違うフロアにいる委託の宿直・調理員の職員が、夜間の見回りや下膳等で利用者のいるフロアに1日でも行って作業すれば、利用者と直接接触はなくても、「同じ空間で作業する場合」に該当しますか。	該当します。	187-2
96	当法人は、グループホーム、ショートステイの他、介護保険を使わない(介護保険の指定を受けていない)介護タクシー事業を行っています。10日以上勤務した介護タクシードライバーは、支給対象になりますか。また、対象になる場合の申請方法はどのようですか。	支給対象になりません。	190
97	給付対象期間中、理事会や評議委員会の開催のため、理事等が10日以上、当特別養護老人ホームに来苑し、共有空間で利用者や職員と対面・会話する機会がありました。当該理事等は、慰労金の対象となりますか。	対象となります。	191
98	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、辞めた施設の間が自分の分の申請書を提出した場合、法人としても申請しており、申請が重複しますが、どちらが優先されますか。	申請があった際に重複チェックをしていますので、早く手続きに入った方が優先されます。	192
99	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について、対象者の部分に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とありますが、県から求めがあった場合にそれを証明する書類としては、出勤簿が該当すると思います。それ以外に、証拠となり得る書類は何かありますか。また、証拠がない場合、事業所で「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した事」を認めることで、慰労金の支給事業の対象になることは可能ですか。	出勤簿の他に業務日誌やサービス提供記録などが考えられます。	193
100	慰労金の申請書類の提出先はどちらになりますか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住・有料老人ホーム、養護・軽費老人ホームや、国保連に登録されている口座が債権譲渡されている事業所等の場合は、県に直接申請です。また、事情により施設・事業所での申請が難しい場合は、個人で県に直接申請することもできます。それ以外は、国民健康保険団体連合会に提出します。	199
101	慰労金を現金支給することを検討しており、支給後領収書を徴収予定ですが、印紙税法上、支給額50,000円の支給に対して領収書に印紙は必要ですか。	今回の慰労金は課税対象外であることから印紙税も不要です。	203
102	法人一括で慰労金の申請書を作成していますが、振込手数料については代表となる事業所へ一括計上してもよいのでしょうか。	基本的に申請書個票の職員数に対応した手数料を記載してください。	205

No.	質問	回答	受付番号
103	① 同一建物内で複数の事業所が併設していますが、感染対策を行い同一施設内の空間で、複数事業所の事務受付対応や施設利用者様との直接の対応をする役員や本部職員、居室清掃委託職員や、委託厨房(調理・配膳・配食)職員については当該事業所を定めていないが、(様式3)の、主たる勤務先(事業所番号・事業所・施設の名称)の欄については、携わる比率を勘案し、事業所に割り振る記載方法でよいですか。 ② 委託業者の職員に対しても①同様の考え方でよいですか。	勤務状況から見て最も関係性の深い事業所の欄に記載して差し支えない。	206
104	すでに「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金」の申請をしたのですが、施設の調理業務を委託している業者の職員分を含めるのを忘れてしまいました。追加の申請は可能でしょうか。	可能です。	210
105	申請期間は令和2年7月25日～令和3年2月26日となっていますが、慰労金もこの期間であれば申請は可能ですか。それとも8月末が期限でしょうか。	申請可能です。	211
106	居宅支援事業所と併設の地域福祉事業の担当者が、地域福祉事業である業務(あんしんバトンの設置)のために担当ケアマネと同行して利用者を訪問した場合、慰労金の対象となるのでしょうか。この職員は居宅と兼務の職員ではありません。	対象外です。	216
107	慰労金支給事業について、申請し、交付決定通知を受理した後に、追加で再申請することは可能ですか。	申請可能です。	220
108	慰労金支給事業について、勤務先からは何の連絡もありませんが、この場合、個人で申請すべきですか。	勤務先から申請を行うことが原則となっておりますので、まずは勤務先に話してみてください。個人申請の場合であっても、勤務先から在籍証明をしてもらうこととなりますので、勤務先との話し合いは必要になります。	219
109	有料老人ホームの申請について、「介護保険事業所番号の入力は不要」とありますが、事業所番号を入力しないと慰労金の額が反映されませんがそのままよいのでしょうか。	申し訳ありませんが数式を削除して直接入力してください。	224-2
110	居宅介護支援事業所の慰労金の申請様式をダウンロードする方法を教えてください。	秋田県公式サイト「美の国あきたネット」トップページから「【新型コロナ】感染症対策を行う医療機関や薬局、介護・障害福祉サービス事業所等に慰労金・支援金を支給します」という文字列を選択(パソコンの場合、リンクにカーソルを当てて左クリック、スマートフォンの場合にはリンクをタップ)し、次に「介護分野」を選択します。施設からの申請の場合はリンク先のページに、個人申請の場合は「例外的なケース②」の「こちら」を選択した先のページに、それぞれ申請書のダウンロードリンクがありますので、リンクを右クリックしてから「対象をファイルに保存」を選択してダウンロードしてください。	225
111	受付番号73番について、様式は掲載されたでしょうか。職員の振込口座の確認、記載については「退職者の個別申請マニュアル」にある第1号様式『秋田県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援給付金(介護慰労金)個人用申請書』で準備を進めてもよいでしょうか。	各市町村、保険者に「債権債務者登録シート」を別途お送りする予定ですが、個人申請で対応しても差し支えありません。	226

No.	質問	回答	受付番号
112	同一建物内で介護事業所、リハビリルーム、学童クラブ、保育園、を併設しており、介護事業所の利用者様と学童クラブ職員や保育園職員は玄関やホールで接触があります。また、子供たちと一緒に介護事業所内にも入りますが給付金の対象になりますか。 雇用契約として介護事業所業務と兼務する雇用契約になっていないと対象外でしょうか。	同一建物内の併設施設であって、その構造上共通施設部分において利用者と同一空間で接することが避けられない場合は対象にして差し支えありません。	228
113	施設在宅対応にて、有料老人ホームへのDrとの往診同行を行っていますが、Q&AのP17の7に『利用者宅に訪問し同じ空間にいる場合も該当』との文言があるため、今回自店(薬局)の薬剤師について慰労金の申請が可能か確認したいです。	薬局勤務の薬剤師であれば、介護分でなく「医療機関等への慰労金」の対象となります。	230
114	市直営の包括です。包括の職員分をまとめて申請しますが、慰労金は市の会計を通さず職員の個人口座への振込を希望します。 ①当市の慰労金担当者が、職員の個人口座を登録するためのシートを県から送付してもらったようですが、その施設宛に送ったシートを流用し包括で使用してもよろしいでしょうか。それとも別途県の方に依頼した方がよいのでしょうか。 ②個人口座への振込の場合も委任状は必要でしょうか。 ③県に直接申請するケースかと思いますが郵送(紙)の申請でよいでしょうか。	①「債権債務者登録シート」でしたら流用可能です。 ②委任状は必要ありませんが在籍していたことを別途証明してください。 ③書類は郵送で結構ですがシートはメールで送ってください。	231
115	下記の者は慰労金の対象になりますか。 1. シルバー人材センターからの派遣職員(介護職) 2. 市からの委託を受けて実施している総合事業(サービスAなど)に対応する介護以外の職員や役員 3. 介護に間接的に関わる職員	1. 対象になります。 2. 介護予防・生活支援サービス事業の事業所・施設等であって、緊急事態宣言発令中に市からの要請を受けて業務を継続していた事業所については(サービスAなど)対象になります。なおボランティアは対象外です。 3. 利用者と接する職員であれば対象になります。	232
116	慰労金について、支給対象の職員個々の口座に直接振込してもらうことはできますか。可能であれば、個人の番号等を記載する様式など必要な書類を教えてください。 また、その際の振込手数料はどうしたらよいでしょうか。	市町村等の場合は直接振込も可能です。様式は後日メールで送付予定です。手数料は県が負担しますので不要です。	234
117	法人の事務所と介護保険事業所(居宅介護支援、訪問介護)が仕切りのないワンフロアになっており、感染症対策等については事務所内職員が一体となって対応しています。利用者との直接的な対面はありませんが、事務・会計処理・電話・窓口等は一体的に行われています。この場合は全ての事務職員についても慰労金の対象となるのでしょうか。	直接的な対面がない訪問介護職員の場合は対象外になります。	237
118	グループホームで共用型認知症対応型デイサービスも行っており、事業者番号が別なのですが、従業員・デイサービス利用者のサービス提供場所も同じなので、申請はグループホームについてのみ可能なのでしょうか。	どちらでも申請可能ですが重複のないようにしてください。	239

No.	質問	回答	受付番号
119	法人の代表が居宅介護支援事業所に籍を置き、隣り合う通所介護事業所の利用者送迎の際に玄関で送り迎えをしています。慰労金の申請をしようと思いますが、様式3の「主たる勤務先」には出入りしている通所介護事業所の事業者番号と事業者・施設の名称を記載すればよいでしょうか。	居宅介護支援事業所の業務として利用者と接しているのではないのであれば、お見込みのとおり通所介護勤務として申請してください。	243
120	次のように、事業所のある建物と離れた別の建物に勤務する事業所事務職員(いずれも利用者と接する機会がある、または臨時的に接する可能性がある)は、「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業」の対象となりますか。 ①グループホームに不定期に出入りして、利用者に関わる事務職員 ②生活支援ハウスに出入りして利用者に関わる事務職員 ③通所介護事業所に併設する地域交流スペースに出入りして、利用者と対面し会話する地域福祉系職員・事務職員	まず、接する機会がある、可能性があるでは対象になりません。実際に接した場合にはいずれも対象になります。	248-1
121	利用者と接する機会はないものの、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所に勤務する職員と同じ建物(事業所)で働く事務職員が、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって行っている場合、「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業」の対象となりますか。	利用者との直接的な接触がない訪問介護職員の場合は対象外になります。	248-2
122	慰労金が、入金されたのを受け、従業員に支払いするところですが、「ほくと法人I Bサービス」の給与振込口座を使い振込すると、取引種別と通帳印字に「給与振込」となってしまいます。交付金額と支出額は同額です。この振込方法でよろしいですか。	その振込方法の場合、税務署から求められたならば、当該振込が実際には課税対象外の慰労金であることを別途証明する必要が発生するかもしれません。慰労金の手続上は振込方法に制限はありません。	249
123	介護サービス施設に勤務していた者について、慰労金の対象の要件を満たしておりますが、令和2年5月に死亡した者がおります。身内の方等が申請することは可能ですか。	6月19日の厚労省通知以前にお亡くなりになった方の場合には対象外と思われます。	250
124	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給事業」について、申請前に、事前に確認してもらうことはできますか。	件数が多いことから、個人申請でやむを得ない場合等を除き、個別対応はしておりません。	254-2
125	法人として、国保連と秋田県のそれぞれに申請をし、国保連に申請した分のみ既に振込がなされました。秋田県に申請した分については、特に連絡は来ていないのですが何か不都合が発生しているのでしょうか。 法人として、職員宛の交付については同一歩調を取りたいのですが、秋田県に申請した分の振込の目処はいつごろになるのでしょうか。	県への直接申請では時間がかかることから、国保連で対応可能な事業所については国保連に交付事務を委託しております。その結果、国保連申請分に比べて、県への申請分の事務が遅れておりますことを、まずはお詫び申し上げます。 債権譲渡を伴っていることもあり審査に時間がかかっていることから振込の目処が立っておりませんが、申し訳ありませんがお急ぎの場合、職員の方々への交付について立て替えて頂ければ助かります。	268